

令和6年3月 4日 開会

令和6年3月15日 閉会

令和6年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月4日（月）

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 議長及び出席議員 | 2 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者 | 2 |
| 職務のために出席した者 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 会議録署名者決定 | 3 |
| 会期決定 | 3 |
| 議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決） | 4 |
| 議第2号について（提案説明・採決） | 6 |
| 議第3号について（提案説明・採決） | 7 |
| 議第4号及び議第5号について（提案説明・質疑・討論・採決） | 8 |
| 議第6号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 11 |
| 議第7号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 12 |
| 議第8号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 14 |
| 議第9号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 16 |
| 議第10号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 18 |
| 議第11号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 30 |
| 議第12号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 32 |
| 議第13号から議第20号までについて（提案説明・質疑・委員会付託） | 34 |
| 議第21号について（提案説明・質疑・委員会付託） | 58 |
| 議第22号について（提案説明・質疑・討論・採決） | 59 |
| 議第23号について（提案説明・質疑・討論・採決） | 60 |
| 散会 | 61 |
| 会議録署名議員 | 62 |

3月15日（金）

| | |
|-----------------------------|-------|
| 議事日程 | 6 3 |
| 議長及び出席議員 | 6 4 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者 | 6 4 |
| 職務のために出席した者 | 6 4 |
| 開議 | 6 5 |
| 会議録署名者決定 | 6 5 |
| 一般質問 | 6 5 |
| 9番 岩田讓治議員 | 6 5 |
| 3番 西松幸子議員 | 6 8 |
| 6番 渡邊裕光議員 | 7 1 |
| 2番 渡辺康司議員 | 7 4 |
| 4番 傍嶋邦博議員 | 7 6 |
| 5番 坂 悟議員 | 8 8 |
| 7番 石原英一議員 | 9 1 |
| 1番 栗原宏行議員 | 9 4 |
| 特別委員会報告 | 9 7 |
| 議会改革特別委員会 | 9 7 |
| 常任委員会報告 | 9 7 |
| 民生文教常任委員会 | 9 7 |
| 総務産建常任委員会 | 9 8 |
| 議第6号について（討論・採決） | 9 9 |
| 議第7号について（討論・採決） | 9 9 |
| 議第8号について（討論・採決） | 1 0 0 |
| 議第9号について（討論・採決） | 1 0 0 |
| 議第10号について（討論・採決） | 1 0 0 |
| 議第11号について（討論・採決） | 1 0 1 |
| 議第12号について（討論・採決） | 1 0 1 |
| 議第13号について（討論・採決） | 1 0 1 |
| 議第14号について（討論・採決） | 1 0 2 |
| 議第15号について（討論・採決） | 1 0 2 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 議第16号について（討論・採決） | 102 |
| 議第17号について（討論・採決） | 103 |
| 議第18号について（討論・採決） | 103 |
| 議第19号について（討論・採決） | 103 |
| 議第20号について（討論・採決） | 104 |
| 議第21号について（討論・採決） | 104 |
| 議第24号及び議第25号について（提案説明・質疑・討論・採決） | 104 |
| 議第26号について（提案説明・質疑・討論・採決） | 106 |
| 議第27号について（提案説明・質疑・討論・採決） | 108 |
| 閉会 | 110 |
| 会議録署名議員 | 111 |

令和6年3月4日（第1日）

議 事 日 程 (令和6年3月4日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
専第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第4 議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第5 議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第6 議第4号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第13 議第11号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議第12号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第13号 令和6年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第16 議第14号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議第15号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議第16号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第19 議第17号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計予算
- 日程第20 議第18号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第21 議第19号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算
- 日程第22 議第20号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて
- 日程第23 議第21号 町道路線の認定について

日程第24 議第22号 安八町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

日程第25 議第23号 安八町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（9名）

2番 渡 辺 康 司 3番 西 松 幸 子 4番 傍 嶋 邦 博

5番 坂 悟 6番 渡 邊 裕 光 7番 石 原 英 一

8番 大 平 文 雄 9番 岩 田 讓 治 10番 山 中 美 恵 子

○欠席議員（1名）

1番 栗 原 宏 行

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡 田 立 副 町 長 岡 田 武 史

教 育 長 青 山 桂 子 調 整 監 水 谷 秀 平

会 計 管 理 者 吉 村 等 総 務 課 長 山 田 靖

企 画 調 整 課 長 兼
産 業 振 興 課 長 大 平 共 美 福 祉 課 長 坂 和 由

建 設 課 長 河 合 一 学 校 教 育 課 長 兼
生 涯 学 習 課 長 小 林 洋 臣

税 務 課 長 堀 康 信 住 民 環 境 課 長 梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇 佐 見 か お る

書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまより、令和6年第1回安八町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回安八町定例会を開会いたします。

報告事項を申し上げます。

栗原宏行議員は、都合により本日の会議を欠席する旨の届出がございますから、皆様に御連絡しておきます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、7番 石原英一君、9番 岩田讓治君に指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間に決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの12日間に決定することにいたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆様、おはようございます。

本日、令和6年第1回安八町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中、御参集賜り厚く御礼申し上げます。

ただいま百梅園の梅も最盛期を迎え、コロナ禍以前のように町内外から多くの方が訪れ、園内は大変なにぎわいを見せております。

昨日も数多くのイベントを企画したところ、5,000人を超える来場者があり、皆様に安八町のよきところを御紹介できたのかなあというふうに思っております。

このように、今年に入りイベント等を再開してまいりましたが、町民の皆

様のお話をお伺いしたり、生活様式などを見ますと、コロナ禍前の日常を少しずつ取り戻しつつあるように感じております。

一方、能登地方におきましては、地震関連の復旧作業が急ピッチで進められております。仮設住宅の整備や道水路、そして上下水道などのインフラ整備など少しずつではありますが、復興に向け歩みを進めておられます。

そんな中、我が町も昭和51年に長良川が決壊し、大きな被害を受け、全国各地から多大なる支援を受けました。そのことを決して忘れることなく、発災した地域への物的支援や人的支援には惜しむことなく協力させていただきたいと考えており、これまでに9人、そして昨日から2人の人員を派遣しているところでございます。

避難所運営や感染症予防、そして建物被害調査支援といった職務を担当するわけでございますが、支援という職務を全うすることに加え、現地の状況などを自分の目で見えて聞いて、その経験を我が町の今後の安心・安全なまちづくりに生かしてほしいと考えております。いずれにいたしましても、早期復興を願うばかりでございます。

さて、本日から開会されます3月議会は、新年度の予算審議が中心の議会となります。

本定例会に提案申し上げます案件は、令和6年度一般会計・特別会計予算、専決事項、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて23議案になります。

それぞれの案件、提案説明につきましては、副町長、担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、これより議案の提案審議に入ります。

提案説明をされる方をお願いいたします。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議 長 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 議第1号につきまして、御説明をさせていただきます。

議第1号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

3ページをお願いいたします。

専第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億6,584万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

令和6年2月5日専決。

5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

5ページが歳入、6ページが歳出でございます。

このたび専決させていただきました補正予算についてでございます。本町のふるさと寄附金に対しまして、多くの方より関心のほうをいただいているところでございます。それによりまして寄附金額を増額するとともに、早期に返礼品等諸経費への対応が必要となるということによるものでございます。また、新年度に併せて実施をさせていただきたい事業もございまして、このふるさと寄附金を活用し早期に着手させていただくため、併せて補正のほうに盛り込ませていただいております。

7ページを御覧いただきまして、歳入でございます。

ふるさと寄附金として、1,000万円を増額しております。

続きまして、財政調整基金繰入金500万円、これにつきましては返礼品等諸経費の財源とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、総務費、企画費、補正額500万円につきましては、返礼品等諸経費でございます。

続きまして、ふるさと基金費でございます。寄附金1,000万を受けるわけでございますが、500万円をこの後の事業のほうに活用させていただき、残る500万円を基金のほうに積み立てるものでございます。

活用させていただく事業でございます。1つ目としまして、目の戸籍住民基本台帳費になります。補正額は300万円でございます。申請手続の簡素化、事務の効率化を図るため、マイナンバーカード、運転免許証などを活用するシステム、いわゆる書かない窓口の実現の一端を目指すものでございます。2台の導入をいたしております。

もう一つの事業でございますが、教育費、小学校費でございます。

名森小体育館周辺の安全性を向上させるため、東側、南側の植栽帯、樹木の一部撤去、また伐採を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認いたします。

議 長 日程第4、議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町 長 それでは、議第2号について、朗読、説明申し上げます。

議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年

法律第226号) 第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町牧1807番地の1。氏名、渡邊毅。
生年月日、昭和31年12月24日生まれ。

渡邊氏におかれましては、昨年6月議会定例会で、前任者の残任期間、令和5年6月5日から令和6年3月21日までの任期をもって固定資産評価審査委員を選任させていただきました。そこで、令和6年3月21日の任期満了につき、引き続き渡邊氏を再任したいと考えております。

任期のほうにつきましては、3年でございます。

渡邊氏は、安八町の職員として勤務された経験があり、税務関係など行政経験豊富な方でございます。人格・識見とも極めて高く、適任であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第2号について採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第5、議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町長 では、議第3号について朗読、説明申し上げます。

議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者を次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1人目の方は、住所、安八町北今ヶ淵550番地。氏名、岩田和代。生年月日、昭和33年5月13日生まれ。

そして、2人目の方は、住所、安八町牧2892番地。氏名、金森千雅子。生年月日、昭和35年5月24日生まれ。

現委員の棚橋玲子さんと金森登美子さんが令和6年6月30日をもって任期満了となることに伴い、その後任として推薦したくお願いするものでございます。

こちらの人権擁護委員につきましても任期は3年でございます。

岩田和代さんは、長年社会福祉協議会の職員として勤務され、現在は高齢者施設で勤めておられます。また、金森千雅子さんは長年小学校教諭として勤務され、現在も小学校の支援員を務められております。

お二方とも誠実な人柄で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えますので、よろしく願いを申し上げます。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第3号について採決を行います。

本件について、原案どおり適任者であると認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり適任者として認めることに決定いたしました。

議長 日程第6、議第4号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議第5号 安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議第4号と日程第7、議第5号を一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、朗読並びに御説明をさせていただきます。

議第4号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

15ページをお願いいたします。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

以下改正の条文でございます。

ページのほうを進めていただきまして、17ページをお願いいたします。

議第5号 安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例。

以下改正文でございます。

このたびの改正につきましては、これまで教育委員会で分掌しておりました放課後児童クラブ事業を町長部局、こども家庭課へ移行することによりまして、その関係で改正をお願いするものでございます。

議案資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案資料の1ページを御覧願います。

こちらは第4号の関係の新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後でございます。

第4条の関係でございます。教育委員会という文言のほうを削るものでございます。

関連しまして、別表の第1になります。

1 ページの最下段から2 ページのほうにわたります機関の教育委員会というところを削るものでございます。

2 ページ、別表第2 の改正につきましては、町長部局で放課後児童クラブの保育料の決定等に関する事務など所掌する事務を整理するものでございます。また、本文の第5 条、また別表の第3、こちらのほうにつきましては情報照会機関、情報提供機関との関係性がなくなるため削るものでございます。

3 ページのほうを御覧願います。

第5 号の関係の改正の新旧対照表でございます。いずれも「教育委員会」というものを「町長」へ置き換えるというものでございます。

いずれの条例改正も令和6 年4 月1 日施行とさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 まず、議第4 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4 号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議第5 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5 号は原案どおり可決しました。

議長 日程第8、第6号 安八町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第6号につきまして、御説明申し上げます。

議第6号 安八町監査委員条例の一部を改正する条例制定について。

安八町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布されたことに伴い、引用条文の改正が必要なため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町監査委員条例の一部を改正する条例。

安八町監査委員条例（平成3年安八町条例第15号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町監査委員条例新旧対照表であります。右列が改正後となります。

今回の改正は、条例第3条中における地方自治法の条ずれの改正によるものでございます。

地方自治法の改正内容は、公金事務の知人への委任に関する制度の見直しに伴い、指定公金事務取扱者制度に係る所要の規定で、新たに第243条の2から第243条の2の6までの全6条文が新設されたことに伴い、改正前の第243条の2の2、職員の賠償責任の規定が第243条の2の8に6条分繰り下がるものであります。

議案書の23ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第6号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第9、議第7号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、御説明申し上げます。

議第7号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能とする等の地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布されたことに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっての所要の規定を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安八

町条例第21号)の一部を次のように改正する。

以下は改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(本則関係)に係る新旧対照表であります。右列が改正後となります。

今回の改正は、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が創設され、会計年度任用職員への期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については、勤勉手当の支給実績が広まっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされてきました。

その後、国の非常勤職員においては、令和3年度までに対象となる職員に勤勉手当が支給されるようになり、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したこと等を踏まえ、国の非常勤職員等取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする法改正が行われたものであります。

それでは、第3条1項の改正は、会計年度任用職員の給与の中に勤勉手当の規定を設けるものであります。

次に、第15条の2第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっては、安八町職員の給与に関する条例、いわゆる給与条例の18条の6の規定をそれぞれ準用するものであります。

次に、第24条第1項の改正は、次の第24条の2第1項の規定で勤勉手当の支給対象となりますパートタイム会計年度任用職員を定めるものであります。

次に、第24条の2第1項、1枚はねていただきまして、8ページの第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する手当の支給に当たっては、給与条例の18条の6の規定をそれぞれ準用するものであります。

次に、下段の表をお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例(附則第2項関係)に係る新旧対照表であります。右列が改正後となります。

今回の条例改正により、附則において関係いたします安八町職員の育児休

業等に関する条例の一部改正を行います。

第7条第2項の改正は、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴いまして、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に、この会計年度任用職員を含める改正を行うものであります。

次に、第9条の改正は、会計年度任用職員の根拠法令及び条文番号を明確に規定するものであります。

議案書の本文27ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項において、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第7号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第10、議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議第8号につきまして御説明申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行により、退職者医療制度が廃止されること及び賦課限度額等が引き上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねて、31ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下改正本文でございます。

今回の改正は3点ございます。1点目は、退職者医療制度の廃止、2点目が保険料のうち後期高齢者支援金分について、後期高齢者支援金等賦課限度額を「22万円」から「24万円」に増額する改正、3点目は、保険料の軽減判定所得基準の改正でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。議案資料9ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例新旧対照表でございます。左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

退職者医療制度の廃止により、従来の一般被保険者と退職被保険者の区分がなくなり被保険者に統一されることになり、条文の見出しや本文中に一般被保険者や退職被保険者に係る規定がある箇所の改正や削除をいたします。

9ページの第9条の3、1枚はねていただきまして、右側の11ページ中段の第10条、その下の第11条、もう一枚はねていただきまして、また右側ページの13ページの第13条、もう一枚はねていただきまして14ページ、第13条の2から第13条の5の2までと、右側15ページの第13条の6と第13条の6の2、1ページはねていただきまして16ページの第13条の6の3から第13条の6の6までと、右側17ページの第13条の6の7から13条の6の9までと、1枚はねていただいて18ページの第13条の6の10から13条の7までは、退職者医療制度の廃止による改正及び削除でございます。

重複いたしますが、18ページの中段、第13条の6の12の後段部分は、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額について「22万円」から「24万円」に引

き上げるものでございます。右側19ページの中段、第16条は、退職者医療制度の廃止による改正でございます。

1枚はねていただきまして、右側の第17条、こちらにつきましては低所得者の保険料の減額規定ですが、第1項第2号中低所得者に対する保険料の軽減判定所得の基準について、5割軽減の基準については被保険者等の数に乗ずる金額を「29万円」から「29万5,000円」に、第3号中2割軽減の基準については、被保険者等の数に乗ずる金額を「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものでございます。

1枚はねていただきまして、22ページ下段の第17条の3、右側ページ23ページの同じく下段の第17条の4につきましては、いずれも退職者医療制度の廃止による改正でございます。

以降、27ページから45ページまでにつきましては、第17条、第17条の3及び第17条の4の読替規定の読替え表でございます。

それでは、議案書の33ページ末尾に戻っていただきますようお願いをいたします。

附則でございます。

第1条では、この条例は令和6年4月1日から施行するものと定め、第2条は、経過措置を定めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第8号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第11、議第9号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の35ページをお願いいたします。

議第9号につきまして御説明申し上げます。

議第9号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正により、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の47ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表であります。右列が改正後となります。

第5条第2項第2号の改正は、条例制定の一部改正に伴い、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を「8,900円」から「9,100円」に改正するものであります。

次に、第5条関係の別表中の改正は、上位制度の一部改正に伴い、同政令で定める損害補償に係る補償基礎額の改正内容に倣って、非常勤消防団員または非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級の任命された日から勤務年数に応じて補償基礎額を改正するものであります。

議案書の本文37ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項では、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項では、経過措置を規定するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第9号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたします。

議長 日程第12、議第10号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

順次、提案説明を求めていきます。

まず、総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の39ページをお願いいたします。

議第10号につきまして御説明申し上げます。

議第10号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,304万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億4,889万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

41ページと42ページは歳入、43ページと44ページは歳出であります。

いずれも補正前の額71億6,584万5,000円から8,304万5,000円を増額し、72億4,889万とするものであります。

続きまして、45ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円であります。

今回の補正予算等に伴い、繰越明許費に係る事業が全部で11事業であります。いずれの事業におきましても年度内の事業完了が見込めないため、次年度に繰越しをお願いするものであります。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、生活者物価高騰対策支援事業7,131万8,000円は、あんぱち増し増しクーポン券(第2弾)を3月1日から3月31日までの期間で販売しており、3月1日から5月31日までの期間で町内登録取扱店において利用することができます。よって、令和6年度においても町内登録取扱店であります登録取扱事業者への補助金を交付するなどの事業費であります。

次に、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳事務経費653万4,000円は、マイナンバーカードにローマ字表記を追加するシステム改修に係る事業費であります。

次に、事業名、戸籍電算化経費663万3,000円は、戸籍の附票等に婚姻等により氏が変わった場合に旧字の表記を可能とすることや振り仮名を追加するシステム改修に係る事業費であります。

次に、款、民生費、項、社会福祉費、事業名、低所得世帯価格高騰臨時対策支援事業1,080万円は、価格高騰対策として低所得世帯へ1世帯当たり7万円を給付する事業費であります。

次に、事業名、同事業の住民税均等割のみ世帯3,512万2,000円は、価格高騰対策として、住民税均等割のみの課税世帯へ1世帯当たり10万円を給付する事業費であります。

次に、事業名、同事業の低所得の子育て世帯1,101万1,000円は、価格高騰対策として、低所得世帯及び住民税均等割のみ課税世帯へ18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する事業費であります。

次に、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業1,360万円は、通学路としての役場東側歩道整備に係る事業費であります。

次に、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業7,744万8,000円は、安八スマートインターチェンジ周辺の道水路改良整備に係る事業費であります。

次に、款項とも消防費、事業名、防災事務経費2,895万4,000円は、南條消防車庫に隣接する旧南條保育園の敷地内に避難施設等を整備する事業費であります。

次に、款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校施設管理費9,783万4,000円、最後の項、中学校費、事業名、中学校施設管理経費3,800万4,000円のこれら2つの事業につきましては、校舎内のLED化事業に係る事業費であります。

1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円であります。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

今回、公共事業等債の限度額を290万円減額し、1,530万円とします。これは、県営かんがい排水事業や県営湛水防除事業における事業費の確定により、減額補正をお願いするものであります。

今回の地方債の補正により、地方債合計を6億3,880万円とするものであります。

続きまして、47ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入であります。単位は1,000円であります。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

47ページの最上段、款項目ともゴルフ場利用税交付金、補正額350万円につきましては、昨年4月に安八カントリークラブから新事業者によるあんぱちパブリックゴルフクラブにコース名を変更し、営業再開されたことに伴い、ゴルフ場の利用に対して課税されるゴルフ場利用税から交付される交付金を

補正するものであります。

次に、2段目の款項目とも地方交付税、補正額、増額の5,037万4,000円につきましては、令和5年度分の普通交付税の再算定によります額の改定により増額補正するものであります。

2枚はねていただきまして、50ページの最下段をお願いいたします。

款、財産収入、項、財産売却収入、目、不動産売却収入、補正額279万9,000円につきましては、去る12月議会定例会で、安八町中須地内と中地内の町道路線の廃止や認定に伴い、中須地内の町有地1筆分を隣接の土地と一体利用したいという申出により個人の方へ、また中地内の町有地1筆分を工場敷地拡張のため民間企業へそれぞれ払下げにより、土地売却収入を補正するものであります。

1枚はねていただきまして、52ページをお願いいたします。

3の歳出であります。単位は1,000円であります。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の975万3,000円であります。こちらの補正予算には、総務課分と住民環境課分の事業予算がそれぞれ含まれております。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金788万円は、個人番号カード交付事務費補助金200万円と地方創生臨時交付金588万円であります。

それでは、今回の補正予算における総務課分といたしましては、説明欄の順で御説明いたしますと、まず、総務管理事務経費は財源内訳の変更のみであります。今回、マイナンバーカード交付事務に係る国の補助金200万円の交付決定を受けましたので、会計年度任用職員の報酬の財源の組替えを行うものであります。

次に、地区行政執行経費73万1,000円あります。節区分18番、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の726万9,000円のうち総務課分といたしましては、今回2つの地区より地区集会所の改修工事に係る申請がありました。

1つ目は、上村地区公民館のトイレ改修工事に38万3,000円と、2つ目が結コミュニティセンターの屋外トイレの外壁及び天井改修工事に34万8,000円の補正をそれぞれお願いするものであります。

1つ飛んで、生活者物価高騰対策支援事業は、財源内訳の変更のみであります。これは、地方創生臨時交付金を充当しておりました58ページの中段の

商工費の事業の事業費確定に伴い、不用額588万円の財源を本事業に財源充当するものであります。

次に、目、情報管理費、補正額、減額の2,674万円であります。節区分、委託料の管理委託、減額の1,288万7,000円は、情報システム機器保守料の減額であります。

次の使用料及び賃借料、減額の1,385万3,000円は、ネットワーク及び庁内LANの更新業務について、リースの開始が遅れるため、減額をお願いするものであります。

次に、目、交通安全対策費、補正額、減額の184万円であります。節区分、需用費の光熱水費、減額の184万円は、街灯の電気料の減額であります。

1つ飛んで、目、財政調整基金費、補正額、増額の1億5,770万8,000円あります。節区分、積立金、増額の1億5,770万8,000円は、今回の補正に伴います財源調整のため財政調整基金に積立てを行うものであります。

続きまして、53ページの2段目をお願いいたします。

項、選挙費、目、県議会議員選挙費、補正額、減額の460万円あります。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の県支出金、減額の460万円は県議会議員選挙執行委託金であります。節区分1番の報酬から17番の備品購入費まで、県議会議員選挙に係る事務経費の不用額をそれぞれ減額するものであります。

次に、目、町長選挙費、補正額、減額の184万8,000円あります。節区分10番の需用費から1枚はねていただきまして、54ページの18番の負担金、補助及び交付金まで、町長選挙に係る人件費の不用額をそれぞれ減額するものであります。

次に、目、町議会議員選挙費、補正額、減額の917万5,000円あります。節区分10番の需用費から18番の負担金、補助及び交付金まで、町議会議員選挙に係る事務経費の不用額をそれぞれ減額するものであります。

議 長 住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議案書52ページに戻っていただきますようお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の975万3,000円のうち住民環境課分といたしまして、コミュニティバス運行経費に

係る補正として減額の1,048万4,000円は、節区分、委託料の業務委託で、安八温泉の入館時間の変更に伴いまして、コミュニティバスの第9便、最終便を運休したことによる減額の248万4,000円と節区分、負担金、補助及び交付金の補助金のうち、地域間幹線系統の民間バス路線に係る補助金の確定による減額の800万円でございます。

下側の53ページをお願いいたします。

上段の表、項目とも戸籍住民基本台帳費、補正額80万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金80万円は個人番号カード交付事務費補助金、減額の140万円と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、増額の220万円でございます。

戸籍住民基本台帳事務経費に係る補正といたしまして減額の140万円は、節区分、委託料の業務委託のうち、マイナンバーカード総合窓口の派遣業務を9月末日で終了したことによる減額と、戸籍電算化経費に係る補正として増額220万円は、同じく節区分、委託料の業務委託で、戸籍の附票に旧氏の表示や振り仮名を追加することによるシステム改修費用でございます。

2枚はねていただきまして、56ページをお願いいたします。

最下段でございます。款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境衛生費、補正額、減額の349万円。財源内訳といたしまして、特定財源、県支出金、減額の349万円は、太陽光発電設備等設置費補助金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、補正額、減額の349万円は、環境保全推進経費の太陽光発電設備等設置費補助金の確定によるものでございます。

下側57ページをお願いいたします。

最上段の表の目、斎苑費、補正額、減額の200万円。節区分、需用費の光熱水費、補正額、減額の200万円は、斎苑施設管理経費のやすらぎ苑の電気使用料が見込みより少なかったためでございます。

中段の表、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の300万円。節区分の需用費の消耗品費、減額の150万円は、ごみ減量化・リサイクル推進事業のごみ袋の入札差金でございます。

節区分、委託料の業務委託、減額の150万円は、塵芥処理管理経費のごみ収集車の委託回数の減によるものでございます。

議長 企画調整課長兼産業振興課長 大平共美君。

企画調整課長兼産業振興課長 続きまして、企画調整課分でございます。

52ページへ戻っていただきますようよろしくお願いをいたします。

中段をお願いします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、減額の78万円。財源内訳といたしましては、特定財源、県支出金、移住支援事業補助金、減額の150万円。節区分、役務費の手数料、増額の22万円。事業名、企画振興経費、企業版ふるさと納税支援サービス手数料でございます。負担金、補助及び交付の補助金、減額の100万円。地方創生事業、内訳といたしましては、定住促進住宅取得助成金の申請件数の増に伴い、増額の100万円。移住支援事業補助金の支援補助金の関係で、申請がなかったため減額の200万円の補正をお願いしますのでございます。差引合計で、補正額は減額の100万円でございます。

続きまして、1つ飛んでいただきまして、目の企業版ふるさと納税基金費、補正額、増額の110万円でございます。内訳といたしまして、特定財源でその他、寄附金110万円は企業版ふるさと納税寄附金でございます。これは、安八町を応援していただいた法人2社から寄附金がありましたので、企業版ふるさと納税基金に積立てを行うものでございます。

続きまして、産業振興課分で57ページの下段をお願いいたします。

款、農業水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、減額の469万円。財源内訳といたしまして、特定財源、県支出金、多面的機能支払交付金で減額の164万2,000円でございます。

その他、負担金といたしまして、防除の受益者負担金、減額の116万円。節区分、需用費の消耗品費、減額の130万円。委託料、業務委託、減額の120万円は、病虫害等防除対策事業の防除面積の確定に伴います農薬代及び作業委託の件でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の219万円は、多面的機能支払交付金の額の確定に伴い、減額をお願いしますのでございます。

続きまして、裏面の58ページ上段をお願いいたします。

目、農地費の産業振興課に係る補正といたしましては、右端の説明欄、経営体育成基盤整備事業で増額の393万8,000円でございます。内容といたしま

しては県営土地改良事業牧圃場整備で、国の補正により追加事業が認められたため、地元と町が負担する負担金、合わせて393万8,000円を増額するものでございます。特定財源のその他の218万8,000円につきましては、地元の分担金でございます。

続きまして、企画調整課分でございます。

同じく58ページ中段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の588万円。財源内訳といたしましては、特定財源、国庫支出金588万円、地方創生臨時交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金で減額の588万円、中小企業等物価高騰対策支援事業の申請件数の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、福祉課分でございます。

議案書は2枚戻っていただきまして、54ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の3,635万2,000円。財源内訳の特定財源のうち国庫支出金4,790万9,000円の内訳は、重層的支援体制整備移行準備事業補助金152万5,000円と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,798万3,000円、そして国民健康保険等負担金、減額の159万9,000円を合わせたものでございます。

県支出金の減額655万円の内訳は国民健康保険等負担金、減額502万5,000円と重層的支援体制整備移行準備事業補助金、減額152万5,000円を合わせたものでございます。

説明欄中の社会福祉事務経費は、つながり懇談会経費や生活困窮者の就労支援の事業が国庫補助事業に採択されたため補助金を受け入れ、55ページの節区分の負担金、補助及び交付金において負担金を370万円減額し、補助金を370万円増額する組替えを行うものでございます。

続いて、54ページに戻っていただいて、説明欄中、国民健康保険特別会計繰出金、減額の978万1,000円は保険料の確定に伴うもので、55ページの節区分の繰出金で同額を減額するものでございます。

続いて、54ページの説明欄中、低所得世帯価格高騰臨時対策支援事業は、補助金の付け替えによる財源内訳の変更でございます。

続きまして、55ページの説明欄でございます。

低所得世帯価格高騰臨時対策支援事業（住民税均等割のみ世帯）3,512万2,000円につきましては、非課税世帯と同様に1世帯当たり10万円を給付するもので、もう一つの（低所得の子育て世帯）1,101万1,000円については、18歳以下の子供がいる世帯に対して、子供1人当たり5万円を加算するものでございます。

この2つの事業に係る経費といたしましては、54ページの節区分の職員手当等時間外勤務手当35万円、そして需用費の15万1,000円の消耗品費、印刷製本費、そして役務費33万2,000円の通信運搬費、手数料、委託料の業務委託330万円はシステム改修費、そして負担金、補助及び交付金の交付金4,200万円は対象者への給付金の金額を計上しております。

続きまして、説明欄の社会福祉施設等物価高騰対策支援事業は、補助金の付け替えによる財源内訳の変更でございます。

続きまして、55ページの中段、目、安八温泉費、補正額、減額の100万円。安八温泉の運営に係る経費で節区分の需用費、光熱水費は電気代で当初見込みを下回るため、100万円を減額するものでございます。

続きまして、目の福祉医療費、補正額、増額の130万円。財源内訳の特定財源、県支出金65万円は医療費助成事業費補助金でございます。

節区分の扶助費130万円は、医療機関へ乳幼児医療の受診者の増加による予算の不足額を補正するものでございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の2,649万4,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1,250万円は、障害者自立支援給付費負担金875万円及び障害児入所給付費等負担金375万円でございます。

県支出金の625万円は、障害者自立支援給付費負担金でございます。身体障がい者福祉に係る事務経費で、節区分の扶助費2,500万円は、障害サービスの利用者増に伴う不足額を補正するものでございます。

償還金、利子及び割引料149万4,000円は、令和4年度の精算確定による国と県への返還金でございます。

続きまして、目、地域包括支援センター費、補正額、減額の2万5,000円。財源内訳の特定財源のうちその他、諸収入70万5,000円は、地域包括支援センター介護報酬でございます。節区分の委託料、業務委託、減額の109万

5,000円は介護予防プランの件数増による増額、そして福祉タクシーの利用者減による減額の180万円を合わせたものでございます。扶助費の増額107万円につきましては、高齢者の紙おむつ利用者の増加により不足額を補正するものでございます。

続きまして、1枚はねて56ページをお願いいたします。

項の児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額530万円。節区分の扶助費は、小・中学生の医療費助成について当初見込みより受診者が増えたため、不足額を補正するものでございます。

続きまして、目の児童措置費、補正額、減額の1,136万6,000円。財源内訳の特定財源のうち国庫支出金、減額752万円は児童手当交付金、減額652万円と子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、減額100万円を合わせたものでございます。

また、県支出金の減額292万円は児童手当負担金、減額142万円と、第二子以降出産祝金支給事業費補助金、減額150万円を合わせたものでございます。節区分の負担金、補助及び交付金、減額250万円の内訳は、子育て世帯生活支援特別給付金対象者の減により100万円を減額し、また、第二子以降出産祝金の出生数の減少により150万円を減額するものでございます。扶助費の減額936万円は児童手当に係る経費といたしまして、支給対象者の確定により不用額を減額するものでございます。償還金、利子及び割引料49万4,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金の令和4年度の精算確定による返還金でございます。

続きまして、目の保育所費、補正額、増額の158万3,000円。財源内訳の特定財源のうち、国庫支出金95万円及び県支出金の31万6,000円につきましては、ともに保育所運営費負担金でございます。こども園に係る経費といたしまして、節区分の委託料、業務委託は、市町村の広域保育利用者が当初見込みより増加したため不足額を補正するものでございます。

続きまして、款は衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、減額の2,119万円。財源内訳の特定財源のうち国庫支出金、減額1,220万円は新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、減額800万円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、減額420万円を合わせたものです。節区分の委託料、業務委託は、各種予防接種対象者の減少により899万円を

減額、また、新型コロナワクチン接種においても接種者の減少により1,220万円を減額するものでございます。

続きまして、目の母子保健費、補正額、減額の180万円。節区分の委託料、業務委託は母子健康診査事業で、妊婦健診対象者の減少により不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の成人保健費、補正額、減額の303万円。節区分の委託料、業務委託は成人健康診査事業で、胃がん検診などの各種検診の受診者数の減少により不用額を減額するものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 続きまして、建設課分でございます。

58ページの上段をお願いいたします。

目の農地費、補正額102万円。うち当課に関する補正の額は、県営かんがい排水事業の291万8,000円でございます。財源内訳、特定財源、地方債減額の180万円は公共事業等債でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金102万円のうち当課に関する額は、減額の291万8,000円でございます。県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水パイプラインの工事に伴う県への最終負担金額が確定しましたので、不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の排水機費、補正額、減額の384万3,000円。財源内訳、特定財源、国県支出金の国庫支出金、減額の15万円は土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業、国庫補助金です。

地方債、減額の110万円は公共事業等債でございます。節区分、委託料の業務委託、減額の270万円は森部排水機場で排出されたコンデンサーの処理費が確定したため、不用額を減額するものでございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の114万3,000円は、県営事業で進めております安八南部排水機場の電気設備改修工事に伴う県への負担金額が確定しましたので、不用額を減額するものでございます。

続きまして、最下段をお願いいたします。

款の土木費、項、道路橋りょう費、目、道路新設改良費、補正額、減額の1,000万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の1,000万円は、県道大垣江南線整備に伴う県への負担金額が確定しましたので、不用額を減額するものでございます。

議長 学校教育課長兼生涯学習課長 小林洋臣君。

学校教育課長兼生涯学習課長 続きまして、教育委員会分について御説明させていただきます。

59ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、幼児教育費、補正額、減額の550万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金、減額の275万円、県支出金、減額の137万5,000円、国庫支出金、県支出金ともに子育てのため施設等利用給付交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の550万円、幼児教育無償化事業でございます。預かり保育の利用者が当初見込みよりも少なかったため減額するものでございます。

項、小学校費、目、学校管理費、補正額、減額の830万円。節区分、小学校施設管理経費の需用費、光熱水費、減額の830万円でございます。当初見込みよりも少なかったため減額するものでございます。

光熱水費の減額につきましては、以降同様の理由によるものでございます。

項、社会教育費、目、公民館費、補正額、減額の170万円。節区分、中央公民館管理経費の需用費、光熱水費、減額の170万円でございます。

1枚はねていただきまして、60ページをお願いいたします。

目、ハートピア安八費、補正額、減額の350万円。節区分、ハートピア安八管理経費の需用費、光熱水費、減額の350万円でございます。

項、保健体育費、目、公園施設費、補正額、減額の220万円。節区分、公園管理経費の需用費、光熱水費、減額の220万円でございます。

目、学校給食費、補正額、減額の136万2,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、その他、諸収入23万9,000円は東安中学校給食受託費でございます。節区分、給食センター管理経費の需用費、光熱水費、減額の250万円、修繕費113万8,000円につきましては、ボイラー室内の機器等修繕に係る経費でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第10号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここでちょっと暫時休憩を取りたいと思います。35分から再開いたします。よろしく申し上げます。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時35分 再開)

議長 全部おそろいのようなので、再開させていただきます。

議長 日程第13、議案第11号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議案書61ページをお願いいたします。

議第11号につきまして、御説明申し上げます。

議第11号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,917万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

63ページの表が歳入、1枚はねていただきました64ページの表が歳出でござ

ざいます。

歳入歳出ともに合計として補正前の額15億62万2,000円、補正額、減額の144万6,000円、計14億9,917万6,000円でございます。

下側65ページをお願いいたします。

歳入内訳の表でございます。

款、繰入金、項目ともに一般会計繰入金、補正額、減額の978万1,000円。

歳入のうち、特定財源につきましては歳出で御説明いたしますので、一般財源のみ御説明をいたします。

節区分の保険基盤安定繰入金、減額の853万6,000円、3段飛びまして財政安定化支援事業繰入金、減額の6万9,000円、未就学児均等割保険料繰入金、減額の8万6,000円、産前産後保険料繰入金、減額の20万4,000円につきましては、いずれも繰入金の確定に伴うものでございます。

下段の表、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額833万5,000円。節区分、国保基金繰入金、補正額833万5,000円は、今回の補正による財源調整によるものでございます。

1枚はねていただきまして、66ページお願いいたします。

歳出内訳の表でございます。

上段の表、款の総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、こちらは予算額の変更はございません。

国民健康保険事務経費におきまして、特定財源、繰入金、職員給与費等繰入金41万8,000円の増額及びその他、一般会計繰入金3万円の増額となるため、その分一般財源を44万8,000円減額する財源内訳の変更でございます。

中段の表、款の保険給付費、項、出産育児諸費、目、出産育児一時金、補正額、減額の200万円。財源内訳としまして、特定財源、繰入金、出産育児一時金、繰入金、減額の133万4,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、補正額、減額の200万円は出産育児一時金の見込み件数の減によるものでございます。

下段の表、款の諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額55万4,000円。節区分、償還金、利子及び割引料の償還金55万4,000円は、令和4年度分の努力支援交付金、特定健診負担金の確定により県への償還金でございます。

以上、御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第11号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第14、議第12号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議第12号につきまして御説明申し上げます。

議案書67ページをお願いいたします。

議第12号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,782万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

歳入歳出ともに合計として、補正前の額2億2,382万5,000円、補正額400万円、計2億2,782万5,000円でございます。

1枚はねて、70ページをお願いいたします。

歳入歳出の内訳でございます。歳入内訳の上段の表からお願いをいたします。

款項ともに後期高齢者医療保険料、目、特別徴収保険料、補正額、減額の350万円。節区分、現年度分、補正額、減額の350万円は年金天引きにより徴収を行っているもので、目、普通徴収保険料、補正額、増額の750万円。節区分、現年度分、補正額、増額750万円は、口座振替及び納付書により徴収しているもので、差引きいたしまして現年度分の保険料を400万円増額するものでございます。

下段の表をお願いします。

歳出内訳でございます。

款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額400万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、補正額400万円は、増額する保険料を後期高齢者医療広域連合に納めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第12号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここでちょっと暫時休憩を取っていただきまして、次は令和6年度予算ですから、切りがいいところで暫時休憩ということでさせていただきたいと思っております。再開は午後1時15分ということでお願いいたします。これで午前の部を終わらせていただきます。

(午前11時42分 休憩)

(午後 1 時15分 再開)

議長 それでは再開いたします。

議長 日程第15、議第13号 令和6年度安八郡安八町一般会計予算、日程第16、議第14号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第17、議第15号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第18、議第16号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第19、議第17号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計予算、日程第20、議第18号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第21、議第19号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算、日程22、議第20号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて、これまでの8議案を一括議題といたします。

それでは、事務局より、令和6年度予算町長提案説明要旨を配付させていただきます。

[資料配付]

議長 それでは、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 それでは、初めに、新年度に臨む私の思いの一端と新年度予算の概要について説明申し上げます。

議員御承知のとおり、令和6年4月からは第六次総合計画がスタートします。計画策定に当たっては、高いポテンシャルを備え持つすばらしいこの安八町を子供や孫時代へ紡ぐための施策、「ひと」「しごと」「まち」という分野に分類し、柔軟性と魅力を持った光り輝く町にしていくようまとめさせていただきました。

また、第六次総合計画のスタートのタイミングに合わせて、課の統廃合など機構改革もさせていただき、より町民目線に近い行政運営を図ってまいります。

しかしながら、これからの時代は国難と言われる超少子高齢化が猛スピードで加速していきます。その時代に沿った施策、対応が求められ、その対応ができない自治体には存続の道はないとも言われております。将来の安八町

の輝かしい姿を思い描き、その実現に向け産官民が一体となり、着実に歩を進めてまいりたいと考えております。

令和6年度予算につきましては、私が町政のかじ取りをさせていただき、初めての予算編成となります。しかし、依然として義務的経費や固定経費の高止まり、物価高騰の影響、人件費のベースアップなどが財政運営に大きな影響を及ぼす状況でございます。

また、多種多様な課題にも直面しており、行財政全般にわたり厳しい状況が続いておりますが、町の活性化、発展に向け萎縮することなく、知恵を出し合いながら絶えず前向きにまちづくりに取り組んでいかなければならないと考え、必要と感じられないところは削り、必要なものを盛り込み、機構改革に伴った行政の体質改善を進めていくための創意工夫と斬新なアイデアを結集した予算編成に努めました。

一般会計の総額は62億円で、前年度当初予算比3億2,500万円の減、率にいたしまして5%の減となります。

大きく減額となった要因といたしましては、庁舎の耐震工事や防災無線の整備の関係の事業が終了、また、次期最終処分場の整備関係予算の減額が大きなものとなっております。

また、特別会計・企業会計の総額は34億3,400万円で前年度予算比3億5,100万円の増、率にいたしまして11.4%の増となっております。

大幅に増額となった要因といたしましては、公共下水道事業特別会計が企業会計へ移行し、減価償却費などが新規に計上されたなどの関係によるものでございます。

令和6年度予算につきましては、特に子育て環境の支援、移住定住施策、地域活性化を主眼に置き、新規事業、そして継続事業を推進していきたいと考えております。

それでは、第六次総合計画の基本目標ごとに概略を御説明申し上げます。

目標第1の「健やかな成長と学びを支える」では、こども家庭庁の創設により、子育て支援並びに権利擁護に関する業務が一体的に推進されます。我が町もこども家庭課を新設し、子供たちの健全育成を進めます。

また、多様な子育て支援ニーズに対応するため支援の充実を図るとともに、地域との協力体制を構築し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

そのような中、拡充事業といたしまして、給食費の助成を第3子以降無償とさせていただきます。さらに新規事業として、0歳児紙おむつお届け事業、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでまいります。

また、健康・福祉施策として、各種検診や予防接種助成の拡充、高齢難聴者の方への補聴器購入の助成にも取り組んでまいります。

次に、目標第2「魅力を高め経済成長を促す」では、本町の強みである良質な水や安八スマートインターチェンジなどの交通アクセスの利便性を生かした企業誘致を推進するとともに、起業などに対する支援を促進し、町の活力のさらなる向上や農業や商工業の生産性向上と経営強化の支援をはじめ、多面的な支援を行うことにより経済成長の促進を図ります。

また、民間企業や周辺自治体との連携により町の魅力発信に努め、地域経済の活性化や関係人口・交流人口の拡大も図ります。

中でも移住・定住施策は、人口減少に歯止めをかける重要な施策と位置づけられていますので、PRグッズの拡充をし、さらに安八町を知っていただきたいと考えております。

また、新規事業として安八町内に住所を置き、町内企業に就職した方に対するふるさと就職奨励金制度を創設いたします。

次に、基本目標第3の「安心・安全なまちをつくる」では、社会基盤対策として道路整備の促進や多様な公共交通網の形成など、公共交通環境の充実に取り組んでまいります。

日常生活における移動手段として、公共交通は欠かせないものであります。町民の皆様の利便性の向上を図るため、コミュニティバスに代わる新たな交通手段の検討に取り組み、さらには高速バスにしみのライナーの継続運用のための支援や利用者に対する補助事業に取り組みます。

さらに、災害などから町民の生命・財産を守るため、消防力、地域防災力及び緊急体制の強化など、国や県及び民間企業と連携を図りながら、新たな防災拠点の整備や避難所、物資の確保に努めます。

まずは防犯カメラの設置、監視カメラの設置補助事業やワンコイン浸水センサー設置事業など、新規事業として取り組んでまいります。

また、快適に暮らせる住環境整備を進めるとともに、本町のゼロカーボンシティ宣言に基づき、再生可能エネルギーの導入やごみの減量化、リサイクル

ルを推進することで、環境負荷の低減と限りある資源を有効に活用する持続可能な社会を構築し、安心して安全な暮らしを将来に引き継いでいくため、次期最終処分場の整備とともに、エコドームの整備にも取り組んでまいります。

最後に、基本目標第4の「運営政策」では、町民と行政の協働を基礎とし、本町が抱える課題に対して、対話を重ねながら地域づくり活動を発展させていきたいと考えます。また、男女共同参画社会、多文化共生社会、ジェンダレス社会の実現を目指して啓発・教育を推進するとともに、交流機会の創出や多言語による支援にも努力してまいります。

さらには、西美濃地域の市町連携を通じ、地域全体の経済基盤強化や広域観光の推進など、広域行政の強みの部分を推進することにより、効果的で効率的な行政運営を実現し、行政サービスの維持、向上に取り組んでまいります。

加えて、平成30年3月に安八スマートインターチェンジが供用を開始し、はや6年が経過しました。安八スマートインターチェンジの周辺の工業団地造成と企業誘致は、安八町にとっては命運がかかった一大事業でございます。計画から今日まで、必要以上に準備期間に時間を費やしてきた感がありますが、産業は福祉の糧と言われ、町を豊かに、一人一人を豊かにしていくための最重要課題とされ、安八町の持続、発展、活性化には欠かせない事業でございます。

この事業につきまして、土地開発公社事業として進めておりますので、新年度予算には表れませんが、新年度からはスピード感を加速させ進めていきます。今年度に用地購入をほぼ済ませておりますので、令和6年度は面整備事業や道水路整備事業として30から40億円の予算を計上し、早期に企業誘致という形にまとめ上げ、安定した財源の確保と雇用の場の確保に努めてまいります。

以上が新年度予算の概要と主な施策となります。

詳細につきましては、この後副町長より御説明申し上げます。慎重審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうを御覧願います。

表紙のほうをはねていただきまして、まず一般会計予算でございます。

仕切りをはねていただきまして、議第13号 令和6年度安八郡安八町一般会計予算。

令和6年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ62億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

1 ページ以降、第1表 歳入歳出予算でございます。

1 ページから5 ページのほうにまたがっております。

6 ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

事項の1として、農業近代化資金利子補給。期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

事項の2ですが、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間で、90億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

事項の3として、固定資産現況調査修正及び土地評価業務。令和7年度か

ら令和8年度まで、限度額は3,899万5,000円でございます。

4として、戸籍システム改修業務。令和7年度から令和7年度まで、限度額が1,005万4,000円でございます。

事項の5として、次期最終処分場整備実施設計及び環境影響調査等委託業務でございます。令和7年度から令和7年度まで、1,111万円の限度額でございます。

6として、立地適正化計画策定業務。令和7年度から令和7年度まで、限度額は1,000万円でございます。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債になります。

起債の目的として、臨時財政対策債、限度額を1,660万円でございます。また、事業に充てるものとして道路整備等に充当するものでございます。公共事業等債4,310万円、地方道路整備事業債1,800万円、合わせまして7,770万円でございます。

起債の方法以降につきましては、御覧のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細になります。

8から9が歳入、10ページが歳出となります。歳出では財源内訳についてもまとめております。

11ページをお願いいたします。以降が明細となります。

主なものを中心に御説明をさせていただきます。

また、課の再編等によりまして科目の組替え等を行っているものもござい
ます。

まず、町税でございます。町民税、合わせまして7億4,467万6,000円。こちらのほうでは定額減税によります減収分のほうも見込んでおります。

続いて、固定資産税は10億4,918万5,000円でございます。

続いて、軽自動車税につきましては、5,161万7,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

たばこ税につきましては、7,309万5,000円でございます。

町税を合わせますと19億1,857万3,000円、対前年約5,000万円の減となっております。

続きまして、譲与税、交付金となります。いずれも実績、また国の見込みを踏まえまして計上しております。

まず地方揮発油譲与税につきましては1,900万円、自動車重量譲与税につきましては6,600万円、森林環境譲与税は164万円でございます。

13ページに行きまして、利子割交付金は50万円、配当割交付金は1,300万円、株式等譲渡所得割交付金は870万円、法人事業税交付金については2,500万円を計上しております。

14ページをお願いしまして、地方消費税交付金として3億5,700万円、ゴルフ場利用税交付金として500万円、環境性能割交付金については1,200万円、地方特例交付金につきましては7,900万円を計上しております。

こちらのほうで、定額減税分に対しての国からの補填分を上乗せしております。

15ページをお願いします。

地方交付税です。普通交付税、特別交付税、合わせまして15億6,650万円を計上しております。

交通安全対策特別交付金につきましては、110万円の計上でございます。

続きまして、分担金及び負担金、分担金でございます。

こちらのほうは、まず農林水産業費分担金、牧ほ場整備分担金等でございます。1,787万9,000円の計上です。

負担金につきましては16ページのほうになりますが、放課後児童クラブの利用者負担金、農林水産業費では空中散布の受益者負担金、また教育費の関係では学校給食費の負担金等でございます。合わせまして1億3,954万7,000円でございます。

続いての使用料でございます。こちらのほうでは安八温泉の使用料、また17ページになります道路占用料等でございます。合わせまして5,159万4,000円での計上となっております。

続いて手数料につきましてはですが、諸証明の発行手数料または可燃物の処理手数料などがございます。

18ページをお願いしまして、手数料を合わせまして2,158万7,000円での計上となっております。

続きまして、国庫の負担金でございます。

こちらのほうでは、障害者自立支援給付費負担金または児童手当の交付金などがございます。合わせまして3億4,790万7,000円となっております。

19ページをお願いいたします。

国庫補助金でございます。まず、総務費国庫補助金の中では、説明上から3つ目でございますデジタル基盤改革支援補助金。システムの標準化に対する補助でございます。4,300万ほど計上しております。

その下になりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1億2,000万円を見込んでおります。

4の土木のほうでは、社会資本整備総合交付金、またコンパクトシティ形成支援事業補助金、立地適正化計画の策定に対する補助でございます。こちらでも500万円を見込んでおります。国庫補助金を合わせまして2億7,151万円で計上しております。

20ページをお願いいたします。

款の16県支出金になります。まず、県の負担金につきましては、障害者自立支援の関係、または児童手当、国民健康保険の基盤安定負担金等がございます。合わせると2億130万3,000円となっております。

21ページをお願いします。

県の補助金でございます。総務費県補助金の中では、説明上から4番目になります地方就職学生支援事業補助金、額的には2万7,000円でございますが、新しく計上しております。

民生費県補助金につきましては、節の3児童福祉費県補助金になります。

上から3番目、4番目になります。第二子以降出産祝金支給事業費補助金、高等学校就学準備等支援金支給事業費補助金などを新しく計上しております。

衛生費県補助金につきましては、22ページのほうになりますが、節の2環境衛生費県補助金の中で、説明2番目になります循環型社会形成推進交付金770万円ほど計上しております。最終処分場の環境衛生調査等に対する補助金でございます。県補助金を合わせまして、1億4,922万6,000円と見込んでおります。

続きまして、23ページをお願いいたします。

県の委託金でございます。総務費委託金の中では、選挙費委託金。予定されております県知事選挙の委託金を計上しております。また、統計調査のほ

うでは調査年度に当たります農林業センサスの調査に対する委託金を計上しております。合わせまして3,210万9,000円で計上となっております。

財産運用収入につきましては、利子また土地の貸付収入、合わせまして580万6,000円の計上となっております。

24ページをお願いいたします。

寄附金につきましては、一般寄附金、ふるさと寄附金、合わせまして1億2,100万円となっております。

繰入金でございます。財政調整基金ほか、ふるさと基金等から繰入れをいたします。3億6,732万3,000円の繰入れを予定いたしております。

続きまして、繰越金1億7,500万。延滞金80万。25ページをお願いしまして、預金利子も1万円、諸収入、受託事業収入4,697万1,000円。こちらについては、いずれも前年度と同額での計上となっております。

続きまして、雑入につきましては、東安中からの給食の受託費等でございます。合わせまして9,636万2,000円となっております。

町債でございます。本年度発行予定は7,770万円を予定しております。庁舎の耐震工事の関係、また次期最終処分場の用地の関係が減額となっております。

続きまして、29ページからお願いいたします。

歳出になります。

まず議会費でございますが、7,348万2,000円の計上です。

30ページをお願いいたします。

総務費、目は一般管理費になります。3億7,563万6,000円の計上でございます。説明欄の上から3つ目でございます地区行政執行経費の中で、新たに防犯カメラの設置に対する補助を計上しております。

続いて、コミュニティバス運行経費ということで5,000万円ほどの計上でございます。にしみのライナーの運行費負担金、利用者補助金等を盛り込んでおります。空き家対策につきましても取組のほうを強化してまいります。こちらのほうの特定財源で、ふるさと寄附金のほうも活用させていただいております。

31ページをお願いします。

目は3の会計管理費になります。745万5,000円の計上となっております。

新しく金融機関の窓口取扱手数料、約500万円でございますが、新規で計上させていただきます。

32ページをお願いいたします。

目の1財産管理費でございます。今年度6,540万9,000円でございます。耐震工事の完了によりまして大きく減額をしております。

続いて、目の情報管理費につきましては、1億3,674万6,000円。この中で情報システムの標準化移行経費を盛り込んでおります。全額国庫補助を充当いたしておるところでございます。

33ページをお願いいたします。

交通安全対策費については、1,829万2,000円でございます。この中では、通学路への防犯カメラの設置6か所予定をいたしております。そちらの設置費を盛り込んでおります。

続いて、目の企画費につきましては、9,479万3,000円でございます。説明欄の最上段になりますが、地方創生事業ということで、県補助を受けての移住・定住事業を引き続き進めてまいります。また、町単独事業として新しくふるさとの就職奨励金、また、活力あふれるまちづくり補助金のほうを計上いたしております。そのほか、ふるさと寄附金事業ということで、返礼品等諸経費を盛り込んでおります。

以降、基金費が続きます。

基金利子並びに寄附金等を積み立てるものでございます。

34ページの項2徴税費をお願いいたします。

徴税費につきましては、35ページにわたります。合わせまして8,995万7,000円で計上しております。

37ページをお願いいたします。

選挙費の関係でございます。本年度予定されております県知事選挙費を計上しております。全額県からの委託金を充当しております。

38ページをお願いいたします。

目の2統計調査費ということで、180万4,000円でございます。本年度は農林業センサスの調査の年となります。こちらも財源は県からの委託金が全額充当をいたしております。

ページは39ページをお願いいたします。

民生費になります。社会福祉総務費として、3億2,986万円の計上でございます。説明欄の上から3つ目、4つ目になります低所得世帯価格高騰臨時対策支援事業ということで、新たに非課税世帯となられた世帯に対して、または定額減税のほうがい切れないと見込まれる方に対しましての支援でございます。合わせまして1億2,000円でございます。こちらは全額国庫での対応となっております。

40ページをお願いいたします。

目の3老人福祉費でございます。5,963万3,000円の計上でございます。

ページのほうは41ページになりますが、負担金として、あすわ苑の負担金のほうが増額となっております。また、こちらのほうで高齢者難聴者への補聴器の購入費の助成を計上いたしております。

41ページの目の4、安八温泉運営費につきましては、8,765万5,000円で計上いたしております。財源としまして使用料、またふるさと基金等を充当いたしております。

42ページをお願いいたします。

目の5福祉医療費、目の6身体障がい者福祉費でございます。いずれも扶助費が中心となっております。財源のほうも国または県補助金のほうを充てております。

43ページの目の7介護保険費につきましては、2億3,387万7,000円を計上いたしております。安八郡の広域連合の負担金が主なものでございますが、その中にはシステムの標準化に対する事業費のほうも盛り込んでおります。それに対する財源として国庫のほうも充てております。

ページは44ページをお願いいたします。

目の9の後期高齢者医療費でございます。2億1,611万8,000円でございます。県の広域連合への負担金等でございます。こちらのほうもシステムの標準化の経費を盛り込んでおります。財源のほうも国庫のほうを充てております。

45ページをお願いします。

民生費の児童福祉費になります。こちらのほうは新たにこども家庭課のほうで分掌することになるものでございます。1億826万6,000円の計上でございます。こちらのほうでは新しく紙おむつのお届け事業、または第3子以降

の給食費の助成を盛り込んでおります。

46ページをお願いいたします。

目の2児童措置費でございます。2億2,965万2,000円の計上でございます。児童手当、また第二子以降出産祝金事業、高等学校の就学準備等支援金事業などを盛り込んでおります。いずれも財源は国・県補助金のほうを充当いたしております。

続いて、目の3保育所費でございます。こども園の運営に係る部分でございます。こちらのほうでは施設内の修繕または園庭、遊具の修繕のほうを進めてまいります。こちらもふるさと寄附金のほうを有効に活用させていただきたいと思っております。

47ページ、目の4になります。放課後児童クラブ費2,940万円。

続きまして、48ページの目の5幼児教育費2,121万6,000円。これまで教育委員会のほうで計上していたものでございます。こども家庭課のほうへ移行いたして計上しております。

続きまして、49ページでございます。

衛生費になりますが、ページのほうは50ページをお願いいたします。

予防費として6,380万4,000円でございます。説明欄の3番目にございます新型コロナウイルスのワクチン接種事業ということで、主に65歳以上の方への助成事業を行ってまいります。また、新しく帯状疱疹の予防接種、また高齢者の肺炎球菌の予防接種に係る経費のほうも計上いたしております。

目の3母子保健費につきましては、2,639万7,000円でございます。

ページは51ページのほうにまたがりますが、新しく1歳児の健診、または出産・子育て応援ギフトということで、出産された方等に対しましての支援事業も進めてまいります。

目の4成人保健費につきましては、4,353万6,000円でございます。新しいものとして複合がん検診を進めてまいります。また、こちらのほうでもシステムの標準化に対する経費のほうを見込んでおります。

53ページをお願いいたします。

項の2清掃費になります。塵芥処理費として2億1,509万1,000円の計上でございます。こちらのほうで次期最終処分場の実施計画、または環境影響調査、またストックヤード、エコドームでございます。施設規模の検討を進め

てまいります。また、災害廃棄物の処理計画の改定のほうも進めてまいります。

54ページをお願いいたします。

節の一番最後、27繰入金として50万円でございます。新しく土地取得特別会計へ繰り出すものでございます。

ページは55ページをお願いいたします。

農林水産業費になります。

目の3農業振興費ということで、8,816万9,000円の計上でございます。引き続き営農組織の支援事業、病虫害等防除対策事業を進めてまいります。百梅園の管理、または梅まつりの運営事業もこちらのほうで盛り込んでおります。

56ページをお願いいたします。

目は5の農地費になります。5,365万2,000円での計上でございます。町単土地改良事業、また経営体育成基盤整備事業、牧の圃場整備の関係でございます。こちらのほうで盛り込んでおります。

ページを進めていただきまして、58ページをお願いいたします。

商工費でございます。

目の2商工業振興費ということで、2,100万3,000円の計上でございます。こちらのほうでは商工会の助成、あとふれあい祭り、さくら祭り、水まつり等のイベントの運営事業費、または企業立地の促進事業ということで奨励金のほうもこちらのほうで計上いたしております。

ページは60ページをお願いいたします。

土木費になります。目の1道路維持費、続いて目の2道路新設改良費、61ページになりまして、目の2の都市計画整備事業費でございます。こちらのほうで道路整備等を進めてまいります。財源としましては、国の補助金また地方債のほうを有効に活用してまいりたいと思います。

61ページの最上段の目の1都市計画総務費につきましては、2,137万1,000円の計上でございます。こちらのほうで立地適正化計画の策定を進めてまいります。財源として2分の1が国庫補助金を充当しております。

目3下水道整備費ということで、下水道会計への繰り出しでございます。今年度は2億3,000万を予定いたしております。

62ページをお願いいたします。

款の8消防費になります。目の1非常備消防費ということで2,060万2,000円の計上でございます。消防車両の購入の費用分が減額となっております。

63ページの目の3常備消防費につきましては、大垣消防組合の負担金でございます。2億572万円を計上しております。

64ページをお願いいたします。

災害対策費でございます。2,855万2,000円の計上でございます。こちらのほうでは新たにワンコインの浸水センサーの設置費を盛り込んでおります。

6か所の設置を予定いたしております。

続いて、教育費になります。目の2事務局費につきましては、1億1,399万6,000円の計上でございます。こちらのほうでは、校務支援システムのサーバーの更新を進めてまいります。また、学校の在り方の検討もこちらのほうで進めてまいりたいと考えております。

66ページをお願いいたします。

目の3生涯学習振興費につきましては、52万1,000円での計上となっております。これまで広報紙に掲載されておりました安八の昔話、そちらの集大となります冊子を作成いたします。

続いて、項の2小学校費になります。

ページは67ページにまたがりませんが、合わせまして1億1,530万7,000円の計上でございます。教師用の教科書または指導書の購入費を計上しております。

68ページをお願いいたします。

続いて、中学校費になります。

ページは69ページになりますが、合わせまして1億570万8,000円の計上でございます。

続いて、項の社会教育費になります。

ページのほうは70ページ、71ページをお願いいたします。

公民館費として2,985万5,000円、ハートピア安八費として8,851万9,000円を計上しております。いずれも施設の維持管理費に係るものが主なものとなっております。ハートピアにつきましては図書館系統のエアコンの更新、リース対応でございますが、そちらの経費も計上いたしております。

72ページをお願いいたします。

項の5保健体育費でございます。保健体育総務費として、3,158万8,000円の計上でございます。こちらのほうで地域部活動のほうも推進をしております。

73ページをお願いいたします。

公園施設費として291万2,000円、学校給食費としまして2億142万6,000円を計上しております。

75ページをお願いいたします。

目の4保健体育設置費につきましては、2,207万1,000円で計上しております。総合体育館の管理経費、総合運動公園の管理経費等でございます。

76ページをお願いいたします。

公債費につきましては、元金、利子合わせまして6億3,375万8,000円。予備費につきましては900万円の計上でございます。

ページのほうは78、79をお願いいたします。

地方債の状況でございます。

79ページ右の一番最下段になります。

令和6年度末での地方債残高の見込みを55億6,206万7,000円と見込んでおります。

80ページからが給与費明細となります。職員数、給与費等について前年度との比較もまとめております。

以上で一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の黄色のところをお願いいたします。

国民健康保険特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第14号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算となります。1ページから4ページまでまたがっております。

5ページのほうで歳入歳出予算事項別明細書でございます。5ページが歳入、6のページが歳出となっております。

令和6年度でございますが、被保険者数を2,574人、対前年137人の減と見込んでおります。

7ページになります。

歳入でございますが、国民健康保険料で合わせまして2億5,583万円と見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

款4、県の補助金でございます。合わせまして10億2,665万8,000円と見込んでおります。

9ページをお願いいたします。

繰入金でございます。一般会計からは1億941万3,000円、続いて国保基金からですが、3,396万9,000円の繰入れを予定いたしております。

続きまして、順にページを進めていただきまして12ページをお願いいたします。

歳出になります。

款の2保険給付費でございます。療養諸費、または13ページの高額療養費等が主なものでございますが、ページのほうは14ページのほうまでまたがりまして。保険給付費全体としましては10億496万1,000円と見込んでおります。

続きまして、15ページになりますが、款の3国民健康保険事業費納付金でございます。こちらのほうですが医療給付費分等でございます。こちらを合

わせまして、3億6,214万6,000円と見込んでおるところでございます。

ページを進めていただきまして、19ページになります。こちらのほうで職員の給与費のほうをまとめております。

以上で国保の会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は紫色のほうをお願いいたします。

後期高齢者医療の特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第15号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表の歳入歳出予算になります。1ページから2ページになります。

続いて、3ページ以降で歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

ページは5ページをお願いいたします。

令和6年度の被保険者数として2,362人、対前年116人の増ということで見込んでおります。

まず、歳入の後期高齢者医療保険料でございます。合わせて1億7,761万3,000円で計上いたしております。

最下段になりますが、繰入金、6ページのほうにまたがりませんが、一般会計から6,496万円の繰入れを予定いたしております。

続いて歳出になります。

9ページをお願いいたします。

款の2の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度2億3,644万2,000円で計上いたしております。

以上で後期高齢者医療の特別会計予算説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の色はオレンジ色をお願いいたします。

児童発達支援事業特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第16号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算となります。

1ページが歳入、2ページが歳出となります。

続いて、3ページからは歳入歳出予算の事項別明細書になります。

4ページが歳出となります。

令和6年度ですが、利用される方を30人と見込んでおります。

5ページをお願いいたします。

歳入になります。

最上段でございます。障害児給付費、目の1児童発達支援費ということで、1,610万円を計上いたしております。1つ飛んでいただきまして、繰入金、一般会計からのほうは577万7,000円を繰入れする予定でございます。

続いて歳出になります。

7ページをお願いいたします。

最上段ですが、総務費でございます。目の1一般管理費、主に人件費でございます。2,064万1,000円で計上いたしております。ページのほう9ページからは、職員の給与費の明細をつけさせていただいております。

続きまして、用紙の色はベージュ色になります。

土地取得特別会計予算でございます。

議第17号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計予算。

令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100

万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページからが第1表 歳入歳出予算になります。3ページ、4ページが歳入歳出予算の事項別明細書になります。

こちらの会計でございますが、次期最終処分場の用地の取得のために設けたものでございます。建設工事へ着手するまでの間のつなぎの会計ということになります。予算の中では、令和5年度の借入れに対する利子返還金が主なものとなっております。

5ページのほうが歳入となっております。

一般会計からは50万円の繰入れをいたします。また、繰越金として50万円を見込んでおります。

6ページのほうが歳出となります。

公債費としまして、利子80万円、また予備費ということで20万円を計上いたしております。

続きまして、用紙の色は水色になります。

水道事業会計予算でございます。

はねていただきまして、議第18号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和6年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数5,109戸。(2)一日平均給水量、4,011立方メートル。(3)年間総給水量、146万8,059立方メートル。(4)として主要な建設改良事業、配水管の布設工事でございます。3,300万円。

はねていただきまして、(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入でございます。第1款、水道事業収益、営業収益、営業外収益、合わせまして1億9,305万円でございます。

支出につきましては、水道事業費用ということで営業費用、営業外費用、

予備費、合わせまして2億1,699万8,000円となっております。

(資本的支出) 第4条、資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。不足する額は、当年度分損益勘定留保資金8,841万1,000円及び未処分利益剰余金5,959万1,000円で補填する。

次のページへ行きまして、支出でございます。

第1款、資本的支出ということで、建設改良費、企業債償還金、合わせまして1億4,800万2,000円でございます。

(一時借入金) としまして、第5条、一時借入金の限度額は、3,625万6,000円と定める。

続いて、(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1)として、職員給与費2,226万3,000円でございます。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

ページをはねていただきますと、1ページ、令和6年度の水道事業会計の実施計画書になります。

説明のほうはページを進めていただきまして21ページをお願いいたします。

ページ21ページでございます。令和6年度安八町水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

まず、款の1水道事業収益でございます。営業収益、また営業外収益、合わせまして1億9,305万円ということで、ほぼ前年度並みで計上いたしております。

23ページへ進んでいただきまして、支出でございます。

水道事業費用でございます。営業費用、営業外費用等でございます。合わせまして2億1,699万8,000円で計上いたしております。

ページは進めていただきまして、29ページをお願いいたします。

資本的支出になります。建設改良費としまして、3,625万6,000円で計上でございます。配水管改良工事で3,300万円、施設改良工事で325万6,000円となっております。

その下でございますが、企業債償還金ということで、企業債の元金償還と

いうことで1億1,174万6,000円で計上いたしております。

ページは戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

6ページ7ページのほうでキャッシュ・フロー計算書をつけさせていただいております。お金の流れなどをまとめたものでございます。

また、8ページ以降からは給与費の明細書もつけてございます。

14ページ以降では予定損益計算書、予定貸借対照表をつけてございます。

以上で水道事業会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の色は緑色になります。

公共下水道事業会計予算になります。

こちらにつきましては、令和6年度より企業会計方式のほうへ移行をしております。

見出しをはねていただきまして、議第19号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)として流入戸数、4,415戸。(2)として一日平均処理水量、4,575立方メートル。(3)として年間総処理水量、166万9,848立方メートル。(4)として主要な建設改良事業、イとして下水道管渠の布設工事5,000万円、ロとして処理場の耐震診断ということで4,110万円でございます。

はねていただきまして(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。第1款、下水道事業収益、営業収益、営業外収益、合わせまして7億966万6,000円でございます。

支出でございますが、下水道事業費用ということで、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費、合わせまして7億1,078万1,000円となっております。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。不足する額は、引継金1億2,180万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,523万7,000円で補填する。

次のページをお願いいたします。

収入でございます。

第1款、資本的収入ということで、企業債、他会計負担金等でございます。合わせまして、4億6,417万5,000円でございます。

支出につきましては、資本的支出、建設改良費、また企業債の償還金でございます。合わせて6億5,121万9,000円でございます。

(特例的収入及び支出)でございます。第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ6,970万円及び2億254万2,000円である。

はねていただきまして(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的として、公共下水道整備事業、限度額4億3,400万円。起債の方法、利率等につきましては御覧のとおりでございます。

(一時借入金)について、第6条、一時借入金の限度額は、9,110万円と定める。

次のページをお願いしまして、(予定支出の各項の経費の金額の流用)第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)として、第3条予算内での各項間での流用。(2)として、第4条予算内での各項間での流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1)として、職員給与費467万9,000円。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

1ページはねていただきまして、1ページからが令和6年度の実施計画書になります。

説明のほうは、ページを進めていただきまして、22ページのほうを御覧願います。

22ページのほうで、令和6年度の安八町公共下水道事業会計予算実施計画明細書をつけさせていただいております。

会計が移行したこともございますので、前年度欄が空白となっております。

まず、款の1下水道事業収益でございます。項の1営業収益ということで、下水道使用料として2億5,800万円を見込んでおります。営業外収益として、23ページのほうになります項の2他会計補助金、一般会計からの繰入金でございます。2億3,000万円を予定いたしております。国庫補助金は325万円、こちらは雨水の浸水想定図の作成に対する補助でございます。

1個飛んでいただきまして、5の長期前受金戻入、会計が移行になったことによりまして新しく計上されるものでございます。2億1,832万3,000円を計上いたしております。営業外収益、合わせまして4億5,160万6,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

下水道事業費用ということで、合わせますと7億1,078万1,000円となっております。営業費用として、6億2,971万円での計上となっております。この中では浄化センターの管理費、またページのほうは進めていただきまして28ページになります。

目の6減価償却費4億1,163万6,000円。こちらのほうも会計の移行に伴いまして、新たに計上しているものでございます。

項の2営業外費用としまして、企業債利息5,718万2,000円。そのほか消費税等で6,618万2,000円を計上しております。

29ページのほうでは、特別損失、これも新しく計上になるものでございます。1,121万4,000円となります。予備費として367万5,000円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

資本的収入としまして、企業債ということで4億3,400万円を計上です。

項の3国庫補助金2,055万円。処理場の耐震診断等に対します国庫の補助金でございます。また、31ページのほうでは、受益者負担金ということで960万円の計上をしております。資本的収入の合計として、4億6,417万5,000円の計上となっております。

32ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

建設改良費ということで、管渠の布設工事で5,000万円、処理場費ということで耐震診断の関係で4,110万円。合わせまして9,110万円を計上しております。

ます。また、起業債の元金償還ということで5億6,011万9,000円。資本的支出、合わせまして6億5,121万9,000円の計上となっております。

ページのほうは戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

7ページ8ページで、キャッシュ・フロー計算書をつけさせていただいております。

その後のほうで給与明細書を、また予定の損益計算書、貸借対照表のほうもつけさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

では、続いて議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

議案書のページ、71ページをお願いいたします。71ページでございます。

議第20号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業会計予算は、次のとおり令和6年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

記としまして、1. 繰入額2億3,000万円、2. 繰入れの理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰り入れるというものであります。

以上でございます。令和6年度の予算の関係につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 ただいまより議第13号から議第20号の総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいまの議題となっております議第13号から議第20号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号から議第20号までは会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第23、議第21号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の73ページをお願いいたします。

議第21号につきまして御説明申し上げます。

議第21号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和6年3月4日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、75ページをお願いいたします。

新規認定は、整理番号1から4の南今ヶ渚地内、中筋25号線、35メートル。南今ヶ渚河原8号線、33.4メートル。東沼7号線及び東沼8号線、それぞれ52.7メートルで起点終点等については御覧のとおりでございます。

この4路線につきましては、民間の住宅開発に伴う分譲地内の新規の町道路線でございます。

整備番号5、森部地内北島5号線、53.5メートルにつきましては、新犀川に架かる一色橋上の町道路線でございます。本路線と橋梁は今まで管理者不明橋として管理がなされておりましたが、老朽化が進行しており、台帳に登録して町として適正に維持管理していく必要があるため、認定をお願いするものでございます。

以下、76ページから78ページまで、ただいま御説明申し上げました新規路線の図面でございます。

以上議第21号につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第21号は、会期内の総務産建設常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第24、議第22号 安八町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

議会運営委員長 山中美恵子君。

10番 それでは皆様、議案書の79ページをお願いいたします。

安八町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発案書。議第22号 安八町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり発案する。

令和6年3月4日提出。提出者、安八町議会運営委員会委員長の山中美恵子です。安八町議会議長大平さん、よろしくをお願いいたします。

81ページをお願いいたします。議案書。よろしいですか。

安八町議会委員会条例の一部を改正する条例。

安八町議会委員会条例（平成3年安八町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画調整課の所管に関する事務」及び「建設課の所管に関する事務」削り、「税務課の所管に関する事務」の次に「まちづくり推進課の所管に関する事務」を加え、「産業振興課」を「農政課」に改め、同条第2号中「住民環境課」を「生活環境課」に改め、「福祉課の所管に関する事務」の次に「こども家庭課の所管に関する事務」を加える。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上であります。

これは、安八町行政組織の見直しに伴う安八町課設置条例の一部改正が12月議会で可決されたことにより、当町の議会委員会条例を改正するものであります。

なお、別紙の議案資料の49ページに新旧対照表を掲載しておりますので、

これを参考にしていただきたいと思います。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決しました。

議長 日程第25、議第23号 安八町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

議会運営委員長 山中美恵子君。

10番 議案書の83ページをお願いいたします。

安八町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について、朗読並びに提案説明をさせていただきます。

発案書。議第23号 安八町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について。

安八町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり発案する。令和6年3月4日提出、提出者、安八町議運の山中です。安八町議会議長大平文雄様。よろしくをお願いいたします。

提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正により、議会の議員に係る請負に関する規則が緩和されたことに伴い、町に対し、請負をする議員が各会計年度に請け負った金額や概要などを議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議会個人による請負の状況の透明性を確保し、議会の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とし、本条例を制定するものでございます。

以上で、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決しました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、3月5日から3月14日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月5日から3月14日までの10日間を休会にすることに決定しました。

以上で本日の日程の全てを終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(散会時間 午後2時36分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月4日

議 長 大 平 文 雄

議 員 石 原 英 一

議 員 岩 田 讓 治

令和6年3月15日（第2日）

議 事 日 程 (令和6年3月15日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第6号 安八町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第7号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第9号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第10号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第10 議第11号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議第12号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議第13号 令和6年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第13 議第14号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議第15号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第16号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第16 議第17号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計予算
- 日程第17 議第18号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第18 議第19号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算
- 日程第19 議第20号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて
- 日程第20 議第21号 町道路線の認定について
- 日程第21 議第24号 工事請負契約の変更について
- 日程第22 議第25号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議第26号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第24 議第27号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 1番 栗原宏行 | 2番 渡辺康司 | 3番 西松幸子 |
| 4番 傍嶋邦博 | 5番 坂 悟 | 6番 渡邊裕光 |
| 7番 石原英一 | 8番 大平文雄 | 9番 岩田讓治 |
| 10番 山中美恵子 | | |

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 町 長 | 岡 田 立 | 副 町 長 | 岡 田 武 史 |
| 教 育 長 | 青 山 桂 子 | 調 整 監 | 水 谷 秀 平 |
| 会 計 管 理 者 | 吉 村 等 | 総 務 課 長 | 山 田 靖 |
| 企画調整課長兼 産業振興課長 | 大 平 共 美 | 福 祉 課 長 | 坂 和 由 |
| 建 設 課 長 | 河 合 一 | 学校教育課長兼 生涯学習課長 | 小 林 洋 臣 |
| 税 務 課 長 | 堀 康 信 | 住 民 環 境 課 長 | 梅 村 明 広 |

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 弓 | 書 記 | 宇佐見 かおる |
| 書 記 | 梶 井 公 歴 | | |

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまより令和6年第1回安八町議会定例会の2日目を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回安八町定例議会の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 山中美恵子さん、1番 栗原宏行君に指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず9番 岩田譲治君。

9番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からこども家庭課の中身はと題し、質問させていただきます。

その前に、先日、渡邊明博様の御逝去に対し、慎んで心からお悔やみ申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本題に入ります。

昨年4月1日には、国にはこども家庭庁が発足いたしました。その政策の柱となるこども大綱の策定に向け、こども家庭審議会は答申を示しました。こども大綱が示す「こどもまんなか社会」について、全ての子供・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる状態とすることを示しています。具体的には一つ、国の政策決定過程での子供・若者の参画促進。一つ、社会参画や意見表明の機会の充実。一つ、児童手当の抜本的拡大。一つ、高等教育の負担軽減。一つ、保育の質の向上では、職員配置基準の改善と保育者の処遇改善。一つ、子供の貧困対策。一つ、独り親家庭の自立支援

と社会的養護などを上げております。

子供・若者が権利の主体であることの社会全体での共有も求められております。こども園や学校現場の教職員への研修で大綱の内容を学び、理解を深めることが重要になると思われまます。そして、国はそれに対し数値目標を設定し、自治体にも取組を促し、その割合を高めていく考えでございます。

さて、当町では、こども家庭課が新設される4月1日まであと僅かとなりました。先般の説明では、福祉課のこども園関係、教育委員会の児童・生徒の関係、保健センターが担当している妊娠・出産、子育て関係などを一元化する方針とか、必要に応じて条例の制定も必要になるかもしれません。当然、予算も事業内容に合った額が準備されていると思います。ただ、一番大切なことは、あるべき姿の子供の将来を見据え、今子供のために何をするのかだと思ひます。幅広い分野だけに計画漏れのないように進めなければなりません。

町長のこの新事業に対する意気込みと、町の目標、具体的な施策をお聞かせください。以上でございます。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、岩田議員の御質問、こども家庭課の中身はについてお答えをさせていただきます。

国においては、昨年4月にこども家庭庁が発足されました。その背景には、深刻な少子化、いじめや児童虐待、さらに貧困や子育て負担などの各種課題に対応するため、子供の視点に立った施策を一体的に、また強力で推し進めるというものでございます。

私は常々、子供は社会の希望であり、未来をつくる力であると考えており、まちづくりの中心には絶えず子供がいて、それを家族が支え、豊かな環境の中で元気に伸び伸びと育ち、シビックプライド、いわゆる郷土への愛着や誇りを大切に、いつまでも住み続けてもらえるよう行政運営に取り組んでいるところでございます。地域全体の力で子育て家庭を支援する構想の実現が理想の目指すべき姿であり、目標であると思ひます。

そこで、当町はその目標に向け、こども家庭課を新設し、子供に関する業務を集約・一元化し、安心して出産・育児ができる環境整備に努め、希望する子育てや働き方を可能とするまちづくりを進めたいと思ひております。

具体的には、福祉課所管のこども園関係、児童手当や出産祝い金などの業務全般を、そして教育委員会所管では放課後児童クラブ関係や幼児教育無償化関係を、さらに保健センター管轄からは妊娠・出産、子育て支援関係の事業について、全てこども家庭課に移行します。

また、妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく支援、フォローをしていくことが重要であると考えており、選挙の公約でも子育て支援の拡充と学校教育費の段階的無償化など、子育て環境の向上を申し上げてきました。

そこで、まず第1段階といたしまして、来年度の新規事業といたしまして、0歳児紙おむつお届け事業を始めたいと思います。紙おむつを無料とすることが大きな目的ではなく、紙おむつを自宅に届け、母子の健康チェックや育児相談など、子育て家庭への支援を目的とするものでございます。

また、学校給食費助成事業につきましては、第3子を半額助成から全額助成へ拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図りたいと考えております。

このほか、出産祝い金や子供の医療費助成なども継続し、出生率アップにつなげてまいります。

児童手当については国が主導となり、今年10月に現在の中中学生から高校生へ対象が拡大される予定となっております。

また、保育士の配置基準につきましても、保育士1人当たりの子供の数が手厚く見直されることになっておりますので、的確に対応してまいりたいと考えております。

タイミング的にも都合よく安八町子ども・子育て支援事業計画、通称あんぱちっ子すくすくプランの見直しがちょうど来年度に当たっておりますので、国のこども大綱の趣旨を盛り込みながら策定をしてまいります。

この計画については計画策定だけで終わらず、今後広く周知に努め、こども家庭課や教育委員会の職員に加え、こども園や学校で直接子供に接する保育士や教諭にも、その趣旨や理解を深める機会をつくってまいります。

以上の施策を推し進め、未来を担う若い世代が安心して子育てができるまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

以上、岩田議員の質問に対する回答とさせていただきます。よろしく願います。

〔9番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

9 番 町長、どうもありがとうございました。

具体的なお話もいただきまして大変よく理解をしたわけでございますけれども、このこども家庭課というのは今年からどこの市町村も多分始まっていくというふうに思います。近くでは、神戸町がもう既に何年も前からその関係は課として存在しておりまして、かなり歴史のある子供に対しての対策を一元化しておられるということでございます。

ほかにもほかの地域にもたくさんあると思いますけれども、私ども議員も勉強しながら、このこども家庭課のあるべき姿というものを考えていきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

議長 答弁はよろしいですか。

9 番 はい、結構です。

議長 それでは引き続きまして、3番 西松幸子さん。

3 番 それでは、通告に従いまして、私のほうからは2点質問させていただきます。

まず初めに、能登半島地震・これからの備えについて。

1月1日は、いまだに断水が続いている能登半島地震の始まりでした。被災直後は職員も被災しており、避難所運営は想定どおりにはいきませんが、3時間後、6時間後には73%の人がトイレに行きたくなったという数字が出ています。災害時のトイレ対応で重要なポイントとなるのは、被災直後に携帯トイレをいち早く設置できるかどうかです。トイレの問題は、感染症や排せつの我慢を招き、災害関連死の原因にもなると警笛を鳴らしています。

避難所の建物やトイレが無事で携帯トイレの備蓄があれば、日常に近いトイレ環境を保ちつつ、仮設トイレの設置まで何とか持ちこたえることができます。しかし、初動対応が間に合わないと、その後の深刻な事態を招くことになり、衛生環境を守るためにも避難所には一定程度の携帯トイレを備蓄しておかなければなりません。これまで災害のたびに同じ問題が起きていましたが、これ以上繰り返さないためには何をなすべきかが問われています。

地震の大きな揺れで怖い思いをした幼い子供は、環境の変化に戸惑っていて、特にトイレはうまくいきません。保育関係者が強く求めているのが「ラップポン」という簡易トイレです。自動的に熱で袋の口の部分を圧着し、密

閉、新たなシートが取り付けられる仕組みになっています。臭いも少なく、ふだん過ごしている建物で衛生的に利用できるものです。子供たちも安心して利用できるでしょう。このラップポンは折り畳んで収納できます。ぜひ備蓄をお願いいたします。

そこで、避難所設営に当たり、段ボールベッド、テント、携帯トイレ、水、食料、衛生用品、日用品等の備蓄の現状についてお聞かせください。お願いいたします。

第2に、物価高騰対策についてお伺いいたします。

2月1日から、また1,000種類以上の食料品の値上げが始まりました。子育て中の世帯では重くのしかかっていることと推察しています。町では物価高騰による生活支援として、第2弾増し増しクーポン券を発表されました。町民にとって気持ちが少しほっとしますし、ありがたいことです。これからも形を変えて生活を守る町独自の物価高騰支援を継続して行ってください。

神戸町では、コロナ禍で大変な時期から水道基本料金を3か月免除、間を開けて6か月免除がありました。さらに、今年1月から3月までは町独自の物価高騰支援で水道基本料金免除が決定いたしました。そうしたことから、次回は町民の生活が楽になる水道基本料金の免除を提案したいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 西松幸子議員の1点目の御質問に回答させていただきます。

まず、避難所設営に当たる備蓄の現状につきましては、資機材では段ボールベッドが70組、テントがドーム型と簡単組立て式のを合わせまして55張りあります。

次に、携帯トイレにつきましては今後備蓄していくこととなりますが、現在簡易トイレが約200個、し尿処理セットが約200セット、マンホール対応型トイレが3基、トイレテントが54基であります。

次に、飲料水では、水が2リットル入りのもので約700本、500ミリリットルのもので約5,000本、ジュース類が約1,000本であります。

次に、食料品につきましては、御飯類、パン類、麺類、スープ類、菓子類を合わせて約1万6,200食であります。

衛生用品につきましては、救急処置セットが300組、消毒セットが300組、

マスクが5,700枚、また日用品につきましては、主立ったものといまして、紙おむつが乳幼児用と大人用と合わせて約8,400枚、パック毛布が約1,000枚、パックタオルが2,500枚であります。

その他、実際の被災地でのニーズ等を参考にしながら備蓄品のラインアップを今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問に回答させていただきます。

エネルギーや食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を図るため、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、議員御指摘の神戸町におかれましては、水道基本料金の一定期間の免除という形で活用しておられることは承知しております。

当町におけます本交付金の活用方法につきまして、より効果的な事業が何であるかを模索検討してまいりました結果、町民の方に消費の下支え等を通じた生活者支援を図るとともに、町内経済の活性化を図ることも狙いましたクーポン券事業を実施していくことになりました。

この事業は、あんばち増し増しクーポン券として町内全世帯にお配りし、昨年10月から第1弾を、今年3月からは第2弾を実施しております。

このクーポン券に対する町民の方の反応は、第1弾におきましては全世帯の約84%に当たる4,728世帯の方が購入され、ほぼ100%に当たる約4,700万円の消費に活用されました。現在行っております第2弾におきましては、既に約半数以上の方の世帯で購入されておられるなど好評をいただいております。

また、クーポン事業と合わせた生活者支援の一環といたしまして、ゴミ袋とトイレトペーパーの配付も行っております。

いずれにいたしましても、目まぐるしく変化する社会情勢に対応して町民の生活を下支えし、また事業者支援をしていくため、伴走型支援の視点に立って、柔軟なアイデアと発想を持って今後も事業を進めてまいりたいと考えておる次第であります。

以上、西松幸子議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

3番 ありがとうございました。

備蓄のほうもやっておられますし、いつ起こるか分からない災害に対して最も大切なのは初動対応だと思います。備えをしっかりとしておくことが重要だと思っておりますので、携帯トイレ、あれを十分に備蓄よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、物価高騰対策のほうですけれども、これからも形を変えてアイデアをしていただき、町民の方の暮らしが楽になるようよろしくお願ひしていきたくと思ひます。ありがとうございます。これで終わります。

議長 引き続きまして、6番 渡邊裕光君。

6番 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、私からは地域防災力のアップをということで質問させていただきます。

まずもってこの場をお借りしまして、能登半島地震で被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた方に御冥福を申し上げたいと思ひます。

私も実際に1月5日の日に安八町の物資を実際に被災地のほうにお届けに参りまして、道路の寸断やマンホールの隆起を目の当たりにして、インフラの大切さをまじまじと大切さが分かりました。

そこで、私からの質問は3点でございます。

1日に必要な水分量は、体重1キログラム当たり35ミリリットル、成人の方は2リットルか3リットル、ペットボトルに換算しまして4本から5本と言われております。当町には各所に貯水タワーがありますが、何日分あるのでしょうか。

また、ペットボトルとして備蓄されているなら現在何本ほどございますでしょうか。

2点目です。

今回の能登地震であります、地区から孤立して物資を取りに行けない方がたくさんお見えになりました。そういう場合を想定して各避難所に物資はありますか、また量は足りておりますでしょうか。

3点目でございます。

昨年、役場の職員の方々に防災図上訓練を実施されましたが、これからは自助・共助が大切だと思いますので、地域の防災力をアップするために住民参加型の図上訓練（DIG）を計画されてはどうか。

以上3点、担当の方、よろしく願いをいたします。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問に回答させていただきます。

1点目については、災害時における飲料水は、町内の3小学校、東安中学校、役場庁舎、総合体育館の計6か所の敷地内に設置してあります緊急用飲料水貯水槽兼防火水槽、いわゆるセーフティタワーで確保しております。内容量は1基当たり40トンであり、これら6基を合計しますと計240トンになります。これを基に3月1日現在の人口1万4,456人で算出しますと1人当たり16リットルが確保できております。そして、1人当たりの1日の目安が議員が言われるように約3リットルとされていますので、その結果、5日分以上が確保できていることとなります。

また、現在2リットルのペットボトルが約700本、500ミリリットルのものが約5,000本備蓄しております。

2点目につきましては、各避難所での物資の備蓄状況でございますが、現在、食料品につきましては大部分を旧南條こども園で備蓄しております。加えて、比較的湿度や湿度に影響を受けない炊き出し器具や衛生用品、日用品、簡易トイレにつきましては、指定避難所であります町内の3小学校の備蓄倉庫でそれぞれ保管・備蓄しております。

また、量につきましては、以前は災害支援物資の到着にも3日以上かかる可能性が大きいと言われていたことから、大人1人当たりに必要な3日分程度の備蓄量の量とされてきました。しかしながら、近年では大規模災害に備えて7日分程度の備蓄の量が目安とされています。

そこで、想定を超える大規模災害発生において、現在の備蓄量では不足する場合に備え、当町においては県または他市町との間で災害時相互応援協定を締結しているとともに、食料や生活物資等を調達するためのそれぞれの物資を取り扱う事業者との間で災害時物資供給協定を締結して、万が一の場合に備えているところであります。

また、町民の方お一人お一人がいざという場合に備えて自助の意識を持っていただくため、今回実施しているクーポン事業第2弾の生活者支援として非常用持ち出し袋をお配りしているところでございます。これを機会に、各家庭において災害時に備えた自主的な備蓄の必要性について検討していただ

ければと考えておる次第であります。

3点目の議員御指摘の住民参加型のD I G訓練につきましては、数年前、結地区の中組の住民の方によって実施した経緯があります。今回の能登半島地震の発生を受けて、改めて災害に対する備えの重要性が認識されたところでもあります。

当町におきましても南海トラフ地震の発生の切迫性が高まっている中、このような巨大地震が発生した場合、深刻な被害に見舞われることが想定されており、こうした事態に備え、地域防災力の向上アップを目指した住民参加型のD I G訓練を積極的に計画していきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

6番 誠に的確な回答をありがとうございました。

大変物資等、また水等をきちっと備蓄してあるということでございましたので大変安心しております。

また、例の物資のほうでございますが、福祉避難所のほうにはたくさん備蓄してあるということでございますが、やっぱりいろんな程度がございますが、腐らんものであったりとかいろんなことで、またそちらのほうに、また普通の避難所のほうにも備蓄していただけたらなというふうに思っております。これはお願いでございます。

また、3点目の図上訓練に関しましては結のほうでやられたということで、またこれを肥やしにさせていただいて、名森、牧とかいろいろな防災訓練のときに実施していただきたいというふうに思っております。

また、これはまた一つ別なことなんですが、安八町の方でも能登のほうにボランティア活動に行かれた方がお見えになっております。またその方が、今後の安八町のためにといろいろなことを考えられてプレゼンをしたいということが私のほうに耳に入っております。これはいい機会だと思いますので、まだ役場のほうで進めていただけたらありがたいなというふうに思っております。これはお願いでございますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 引き続きまして、2番 渡辺康司君。

2 番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは空き家バンクの現状はということで、空き家バンクの現状と、その空き家を与える大規模災害時の影響に対する対策についてを質問させていただきます。

まず、空き家バンク制度が始まってから安八町での登録件数がいまだゼロ件ではありますが、町民の皆様に空き家バンクの重要性及びメリットをもっと知っていただき、活用していただけるように啓発活動を行っていくことが大切だと思います。空き家問題に関する全国での統計も増加傾向にあります。岐阜県においても平均値を上回る傾向にあります。当町においても件数については前年比大差はないようではありますが、放置された空き家の老朽化については年々深刻となってきております。

空き家の町民に与える影響としては景観の悪化や防犯上の問題などがありますが、大規模災害時に与える影響も大変大きなものとなる可能性を秘めております。令和6年1月1日に起きた能登半島地震において、倒壊した建物の多くが築年数の古い木造家屋が大部分を占めています。そういった中、空き家となっている建物も古い木造家屋が中心となっているケースが多く、老朽化した木造家屋の放置は大変危険であると考えられます。

安八町には空家等除却支援事業補助金というものがありますが、これを活用している件数も年々増加していると伺っております。快適に暮らせる住環境の整備と移住・定住に役立てるためにも、まずは空き家バンクを活用して空き家等利活用を促進し、老朽化した空き家に対しては、防災の観点からも除却支援補助金を活用して整備を進めることが大切です。

以上を踏まえ、空き家バンク登録件数増加に向けての今までと今後の取組について御担当の方の見解を求めます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡辺康司議員の御質問に回答させていただきます。

令和4年4月に空き家の利活用や移住・定住の促進を目的とした安八町空き家バンク制度を創設し、制度に関する周知については町の広報紙やホームページに掲載し、広く情報提供するとともに、制度に関するパンフレットを作成し、毎年4月に発送されます固定資産税の納税通知書の中に同封しながら情報発信に努めてまいりました。

また、令和4年度においては5年ごとに見直しを行う安八町空家等対策計

画、計画期間が5年間の令和5年度から9年度まででございますが、その策定に当たり各地区において空き家の実態調査を実施した結果、町内全体で164件の空き家を把握したところでありますが、議員御指摘のとおり空き家バンクの登録件数はゼロ件という状況であります。

これまで具体的に空き家バンクへの登録についての相談があり、審査準備をした例は5件ありましたが、諸事情により登録には至っておりません。

その他として、空き家所有者等の相談に対しましては、安八町空き家対策協議会委員によります空き家等相談会を定期的に行い、諸問題に対応しているところであります。

今後の取組といたしましては、議員が言われる老朽化した空き家等に対しては、防災上の観点から除却支援補助金の活用や相談会の実施等を行っていくとともに、空き家等は所有者の資産であり、新たに人が住むきっかけをつくるまちの資源でもあります。

当町においては町外からの移住を促進し、定住人口の増加を図るため、平成27年度から安八町定住促進住宅取得助成金制度を実施しているところでありますが、この制度の下、中古住宅に住まわれた方への助成がこれまでに10件あったところであります。

こうしたことから、空き家についても広く情報発信を行えば居住の選択肢の一つになるのではないかと捉えており、その情報発信の基本となるのが空き家バンクへの登録であると考えております。

そのため、把握している全空き家所有者に対してダイレクトメールを送付し、制度の詳細説明を行いながら認知度を高めていき、バンクへの登録を促進してまいりたいと考えております。

以上、渡辺康司議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡辺康司君。

2番 ありがとうございます。

空き家として放置される背景にはいろいろな問題があると思います。相続問題や税金の問題などがありますが、まずは空き家の与える問題を町民の皆さんに理解していただき、空き家バンクを利用してもらい、安八町にとっても住民の皆さんにとっても利のあることですので、今後も引き続き啓発活動

のほうをよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。私からは再質問ありません。以上です。

議長 引き続きまして、4番 傍嶋邦博君。

4番 議長のお許しをいただきましたので、私からは児童・生徒を取り巻く環境について質問させていただきます。

目まぐるしく変化していく社会情勢、児童・生徒を取り巻く環境もGIGAスクール構想、部活動の地域移行と、ここ数年で大きく変化しています。今は各自治体にもその対応能力が求められ、その能力差が児童・生徒の学習能力や運動能力に大きく影響を与えると云っても過言ではありません。

そこで、学校内外の児童・生徒を取り巻く環境について質問をいたします。まず1点目は、ICT教育についてお聞きいたします。

ネット回線が悪く、タブレットがうまく作動しない問題を解決していただいたことは感謝しておりますが、タブレットの画面割れやストレージ不足等で修理に出しているタブレットが多く、しかも、その修理に要する日数が非常に長く、代替機の数も足りていないため、タブレットがなく、隣の子に見せてもらっている生徒が何人かいるというお話を保護者や生徒、また教育現場の方からお聞きしました。

また、中学3年生の子におきましては、次の新1年生の子に渡す更新作業を行うため12月中旬から業者に渡してしまうので、せっかくタブレットに入れた受験対策資料も使えないのが現状とお聞きしております。

そこで、質問1といたしまして、令和6年2月1日時点において、登龍中学校、東安中学校で修理に出していたタブレットは何台あり、修理から戻ってくるまでにどれぐらいの日数を要していたのでしょうか、また代替機は何台あったのでしょうか。

質問2、今現在使用しているタブレットはスペックが低いとお聞きしています。今すぐ全てのタブレットをスペックが高いものに変えることはできないと思いますが、今後、新しいタブレットに更新していく際、現場をよく知る先生方の意見が一番重要になってくるかと思ひます。

現在も情報主任会という会があることは存じておりますが、しっかりと機能しているのでしょうか。今後の更新時に向けて、今からでも町内の各学校でICT教育にたけている先生を二、三名ずつ集め直し、合同で各学校のICT

T教育についての意見を取りまとめたり、課題解決に取り組む会議を行ったりする各学校の合同チームをつくってはいかがでしょうか、教育長の見解を求めます。

2点目は、部活動の地域移行についてお聞きいたします。

2年前の令和4年第3回議会定例会で一般質問をさせていただき、その後、地域移行の組織を立ち上げていただき、ありがとうございました。

しかしながら、指導者不足が深刻な状況で地域移行が順調に進んでいない部活動もあるとお聞きしています。そういった部活動は、社会体育や保護者クラブとしていまだ先生に見ていただいている状況です。

社会体育とは、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各競技団体等の活動を指す言葉なので聞こえはよいのですが、ここで使われている社会体育は、実際は学校の先生が見ていても先生としての業務ではないですよという意味合いを強く持たせるがために使われ、学校側の責任と顧問の先生への給与の支払いの回避を指す言葉だと言えます。現に社会体育・保護者クラブとして月に30時間程度部活動を学校の先生に見ていただいても、学校から残業代としては支払われないとお聞きしております。

部活動の地域移行は、こういった教職員のブラックな側面を改善するために、また働き方改革を進めるために国が打ち出してきた施策ですが、どう取り組んでいくかなどを各自治体に丸投げしているため、指導者の確保が非常に難しく、部活動の地域移行を全ての部において順調に進めることが容易でないことは理解しております。

とはいえ、指導者が見つからないまま先生が部活動から手を引いてしまっただけでは、生徒が部活動を通してできる経験や思い出、大きく言えば生徒たちの可能性や未来までも奪ってしまうことになりかねません。しかしながら、そのまま先生が部活動を見ていても残業代は支払われず、働き方改革からも大きく外れてしまいます。

全ての部活動で地域クラブの指導員を確保することができれば一番よいと分かっているのですが、それが容易ではないとまた初めに戻り、永遠ループの繰り返しになる気持ちも大変よく理解できます。

そこで、現状把握と教育長がお考えの方向性をお聞きいたします。

質問3といたしまして、広報「あんぱち」の3月号に安八町中学校地域ク

ラブ発足について記載がありましたが、令和6年3月1日の時点において、登龍中学校、東安中学校の部活動の総数は18あり、そのうち9つの部活動においては休日の地域移行がちゃんとできているという見解でよいでしょうか。

質問4、教員の方から一般教諭は地域クラブ指導員への就任と報酬の受け取りを禁止されているとお聞きいたしました。確かでしょうか。

また、それとは相反するお話ですが、社会体育・保護者クラブとして部活動を見た8月から1月分の金額が2月の給与に足して振り込まれたとお聞きいたしました。これは社会体育・保護者クラブとして部活動を見てくださった全ての先生にお支払いがされているのでしょうか。私は、先生方に報酬をお支払いすることは当然のことと考えます。また、学校の働き方改革を進めていかなければならないことも理解しています。しかしながら、お聞きした上記の2つのお話が相反するため、教育長が教員の方々に示している方向性が私にはちょっと見えません。

そこで、部活動の地域移行と教員の関係について、教育長の見解を求めます。

3点目は、児童・生徒が学校外で勉強できる環境についてお聞きいたします。

学校外で宿題や勉強、自主学習をする際、家や塾にて行うのが一般的であると理解しています。しかし、個々の家庭環境において塾に通えない子や、アパートなので部屋数が足りず、兄弟と相部屋であったり、自分だけの部屋がない子、まだ幼い兄弟がいるため騒がしいなどの理由で落ち着いて勉強ができない環境の子もいるかと思われ。そういった環境の子は、ほかの自治体であれば自主学習ができる施設やスペースや、または図書館を利用しているのが一般的だと思っております。しかし、安八町においてはオープンスペースしかなく、しかもハートピアの図書館は読書しか認められておらず、自主学習が禁止されているため、落ち着いて自主学習ができる場所がありません。

そこで、お聞きしたいことと御提案があります。

質問5といたしまして、ハートピアの図書館において自主学習が禁止されている理由と、安八町と同規模クラスの自治体で図書館での自主学習を禁止している自治体があれば教えてください。

また、今現在、安八町にオープンスペース以外で自主学習ができる施設がない現状について、教育長の見解を求めます。

質問6、小・中・高校生の保護者の方々から落ち着いて自主学習ができるスペースの確保の要望をお聞きしております。図書館においての数席、または別の場所でもよいので、落ち着いて自主学習ができる空間を児童・生徒たちのためにつくっていただけないでしょうか。

この質問につきましては施設利用も関わってきますので、町長の見解を求めます。

以上、6つの質問について御回答をよろしくお願いたします。

議長 それでは、まず教育長 青山桂子さん。

教育長 傍嶋邦博議員の生徒を取り巻く環境についての質問についてお答えします。

新型コロナウイルスの影響や急速に進む社会情勢の対応により教育環境も大きく変化する時代を迎えており、国や県の施策を受けながら安八町でも子供たちに確かな力が身につくように教育環境を整えています。

まず、質問1にお答えします。

タブレットが学校に導入されて今年で4年目となり、タブレットを活用した学習が浸透してきています。修理に出しているタブレットは、登龍中が39台、東安中が58台であり、卒業した3年生の分がほとんどです。

故障したタブレットは修理の程度によりますが、修理には1週間から7週間ほどかかっている状況です。代替機については、登龍中に24台、東安中に11台ありました。

質問2にお答えします。

安八町には各校の情報主任で組織する情報教育主任部会があります。この部会は、各校の情報教育にたけた方を集めています。タブレットが導入された令和2年度には、機器の使い方や情報モラル教育の必要性から月に1回程度の会議を行ってきました。現在はタブレット使用方法も身についたため、機器の年度更新等に必要な会議をオンラインも含め年に5回程度行っています。

タブレットの更新は令和7年度に予定されており、本年度の更新は岐阜県での共同調達が決定し、機種を選定については岐阜県教育委員会が中心になって進めます。そのため、町の情報教育主任部会でタブレットの機種の長

所・短所などの情報を精査し、町教育委員会の情報教育担当者から県教育委員会へ機種を選定を要望していきます。

質問3にお答えします。

休日の地域部活動移行は、3月1日時点で18の部活中10の部活動がクラブ移行できました。

質問4にお答えします。

教員は、地域指導者として登録していただければ地域クラブの指導者を行うことができ、報酬を受け取ることができます。令和5年度は部活動の地域移行実証期間中であり、令和5年8月から令和6年1月までの間に指導していただいた地域指導者や教員に対して報酬を支払っています。今年度の登録がなされていない教員が2名いますので、その方については現在支払い手続を行っています。また、土・日に部活動として行った場合は、本人の申請により県から部活動指導手当が支給されています。

安八町では、土・日の地域クラブでは岐阜県のガイドラインに沿って活動しています。教職員が土・日の地域クラブ活動を担うと時間外勤務が増え、過重労働になります。また、教職員が担当する部活動は顧問の必要性から割当てをしており、自分の専門外での指導となることが多く、指導技術がなくても指導せざるを得ない状況となります。しかし、一方で、専門的技術があり、地域クラブ活動での指導を希望する教職員もいます。その希望者には兼職・兼業届を出して指導に当たっていただこうと思います。

一番大切なことは、生徒が充実したクラブ活動をできるようにすることです。そのために、今後も地域クラブ移行できていない部活動については地域指導者を探すことを継続していきます。

質問5についてお答えします。

図書館は、多くの資料や情報を住民の皆さんに活用していただく施設です。図書館内の座席数にも限りがありますので、図書館の書籍を使って学習したり、読書をしたりする方に使っていただけるように持込み学習のみでの使用は禁止とさせていただいております。公益図書館は、その図書館の広さや座席数、利用者数など様々に関係しており、持込み学習の禁止のみを簡単に比較することはできませんが、近隣の市町村では垂井町が持込み学習を禁止しています。

安八町ではハートピアの施設内での持込み学習は禁止していますが、要望が多いため、オープンスペースではありますが、長机を並べて自主学習に取り組めるようにしています。スペースは閉じられていませんが、集中して学習に取り組んでいる方々も多くいらっしゃいます。

学校も家庭もそうですが、常に静かな環境の中だけで学習ができるわけではありません。リビング学習といって、子供が自室ではなくリビングダイニングのような家族の共有スペースで学習することは、自然と集中力が高まり、試験などの大事な場面で力を発揮できるという報告もあります。

子供たちには様々に変化する時代をたくましく生き抜くすべを身につけてほしいと願っています。与えられた環境も大切ですが、自分で集中力を身につけ工夫して学習する力も大切であると考えます。

議長 引き続きまして、町長 岡田立君。

町長 それでは、傍嶋議員の御質問の6個目についてお答えをさせていただきます。

安八町では、平成15年から平成19年までの4年間、夏季休暇中に安八町中央公民館の一室を自習室として開放した時期があります。しかし、その時期に利用者が数人しかなく、それ以後は自習室を開設しておりません。

今後、中・高生のニーズがどれだけあるかを把握し、高いニーズがあるようであれば中央公民館の一室を自習室に開放するよう検討していきますが、個室であり、人の目がないため、利用に当たっては幾つかの条件を満たしていく必要もあると考えます。よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございました。

順に整理しながら再質問していこうと思います。

まず1点目のICT教育についてですが、私が現場の教諭の方から得た情報では、タブレットの修理に要する日数が長いときでは8週間、先ほど7週間とおっしゃってみえましたが、7週間近くに及ぶとお聞きしています。

修理に約2か月、更新作業に約3か月半、合計で約半年間、こういった長い期間まともにタブレットの授業ができない生徒がいたこととなります。そ

れも相当数。当然のことながら過ぎた時間は巻き戻せません。皆様がどうお考えかは分かりませんが、安八町の児童・生徒の授業を受ける貴重な時間がちゃんと守られていないこの現状に、私はかなり憤りと、とても残念な気持ちがいっぱいです。

I C T教育の根本について少しお話しさせていただきます。

コロナ禍でI C T教育のオンライン授業のメリットが発揮されたことは記憶に新しいですが、I C T教育のメリットは、毎日の授業において、例えば不登校の子が授業を見ることが可能になる取組ですとか、I C Tで一人一人の成績を管理しながらそれぞれに合った学習を提供するなど、個に応じた細やかな指導が可能になるといったメリットがあります。

それでは、再質問1としてお聞きしますが、こういった取組は安八町の学校教育の中でI C Tを通じて取り組んでいただいているのでしょうか、教育長にお聞きいたします。

次に2点目、部活動の地域移行についてですが、ガイドラインにのっとって進めているとの御答弁をいただきました。言った言わないを議論する気はありません。ただ、教員の方々に正しい周知をよろしく願います。

この部活動の地域移行については教育現場やスポーツ界のほうから、国に中学校部活動をめっちゃくちゃにされてしまったという声もお聞きしています。また、ある住民の方と部活動の地域移行について話をしていたところ、そんなに難しいなら全部やめてほかの自治体のクラブチームに所属させてもらえばいいんじゃないのという御意見もありました。これは極論だとは思いますが、小さな自治体ほど指導者の確保には限界があります。近隣する自治体との協力や協定を結んでいる大学との協力、またプロの雇入れ、または、どうしても指導者が確保できない部活動については廃止というのも考えていかなければいけないとも思っております。

質問2といたしまして、こういった近隣する自治体との協力や協定を結んでいる大学との協力、またプロの雇入れ、廃止について、教育長はどうお考えか、お答えください。

3点目、学校外で勉強できる環境スペースについてですが、先ほど人数が少ないというお話がありました。子供たちは基本、自主学習がしくて仕方がない子なんてほとんどいないと私は思っております。そんな中でも、目標

の高校や大学に進みたいと自分でやる気スイッチを押して机に向かおうとする子もいます。そして、机に向かおうとしたとき、塾に通えない子や家が落ち着いて勉強できる環境じゃない子は少数派かもしれません。でも、私は、たとえ少数派であろうと頑張ろうと努力する子にちゃんと手を差し伸べられる安八町であってほしいと願っています。

ハートピアの図書館にビデオやDVDを見るコーナーがありますよね、その中に「釣りバカ日誌」や「ドクタードリトル」というコメディ映画もあります。「釣りバカ日誌」や「ドクタードリトル」はとてもすばらしい映画で私も大好きなので、それを悪く言うつもりはありませんが、大人が娯楽でそれらの作品を見るのが認められ、学生が勉強したいとって持ち込んだそのものが許されない、そのスタンスが私には理解できないというか、とても狭く鎖国的な感覚に思えてなりません。そこまで館内のものに限るというスタンスが大事なのであれば、再質問の3として町長に御提案があります。

図書館に小・中学校の全学年の教科書と漢字ドリル、計算ドリル、そして中・高生を対象とした高校受験や大学受験に向けた問題集、参考書などを置いていただけないでしょうか、そうすれば全席利用可能になりますよね。

努力しようと頑張ろうとする子供たちに救いの手を差し伸べてください。お願いいたします。

以上、3点について御回答よろしく申し上げます。

議長 1点目、2点目、教育長 青山桂子さん。

教育長 傍嶋邦博議員の再質問1点目についてお答えします。

ICT教育が進み、町内の小学校でもタブレットを使って様々に授業を展開しています。先ほどお話がありましたように、不登校の子への授業の提供、さらに授業の中でノートのように先生が資料を配付したり、逆に子供がそれについて答えてきたり、あるいはカメラを使って様々な観察のものを映したり、逆に動画を撮って体育のときの動きなどを撮り、それを見てどう改善するかを研究したりと、タブレットが導入されたことにより授業の質は向上していると考えています。

タブレットが修理に出ている期間中は使えない児童も増えていることは事実ですが、タブレットが欠けていても、使えるものについては使って授業に臨んでいただくようにしています。

2点目の部活動の近隣との状況について御説明します。

現在も部活動が人数が少なくなって近隣市町と合同で練習している部活動もございます。プロの導入につきましては、支払いの条件に合うものと合わないものともございますので、まずは地域の指導者の方を見つけることを最優先とし、部活動の手当の中でお願いして、それで指導していただける方に指導登録をしてもらいながら指導していただいているというような状況です。

また今後、少子化が進んでいきますと部活動の数だけが残っていった指導者が確保できないという問題も出てきますので、学校の中ともよく検討しながら、部活動の適正数や必要なクラブ活動の数については今後も検討を進めてまいりたいと思っております。

大学の協定につきましては、聖徳学園大学と、またもう一つ協定を結んでおりますので、協定を結んでいるところにつきましても学生さんの部活動への参加はできないかということについて今後も依頼をしていきたいと考えております。以上です。

議長 3点目の質問です。

町長 岡田立君。

町長 それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

町内のやる気を持った子供たちの気持ちというものを見捨てるということは一切思っておりません。ただ、それが図書館でなくてもいいのかなという思いがしておるところでございます。そのためにも、やはりそういった自主学習の教室というのを設けることも今後一生懸命考えていかなければならないと思っているところでございます。

先ほどお答えをさせていただきました中で、幾つかの条件を満たしていく必要もあるということをお答えさせていただきましたが、それにつきましてはこちら側の条件ということで、区切りをつけてスペースをつくって個人的に集中できる環境をつくるとか、人目をしっかりと確保していくとか、そういった工夫も必要だなというふうに考えているところでございます。

早速、近々アンケート等を取りながらニーズを把握していきたいと思っておりますし、そういった中で御意見があれば取り組んでいきたいと思っております。

また、図書館へ問題集等々のお話もございましたが、これにつきましては

図書館運営協議会というものがございまして、そういったところ辺にも諮りにかけて協議しながら進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございました。

まず1点目のICT教育についてですが、安八町に限ったことではなくて、ほかの自治体においてもなかなかタブレットの有効活用というのが進んでいないのが現状だとお聞きしております。

そこで、第3質問の1としまして教育長にお聞きいたします。

近隣の自治体に比べて、安八町のタブレットの有効活用やICT教育が進んでいると思われるでしょうか。進んでいる、ほかの自治体と同レベルである、進んでいない、三択でいいのでお答えください。

2点目に、部活動の地域移行についてですが、受益者負担の観点から、生徒の保護者が地域クラブに一月または年間幾らか支払うようなお話も出ていとお聞きしております。また、地域移行が進んでいる富山県黒部市についても年間の参加費を取っているとお聞きしております。

そこで、第3質問の2として教育長にお聞きいたします。

今まで部活動というのはお金を払わずにやっていた。そこで、今回教育から切り離すような形になるのかなというところではあるのですが、このお金を払ってやっていくということについての教育長の見解と、あと近隣の自治体で同じような動きを取っているかどうかというのをお答えください。

3点目の学校外で勉強ができる環境スペースについてですが、図書館での自習を認める、認めないという議論は大正時代からあるそうです。一昔前までの自治体は、箱物行政、インフラ行政と呼ばれ、建物に重点を置く施設が主流でした。しかし、時代は変わり、今は細やかな住民サービスを中心とした行政施策に重きを置くことが求められています。現に岐阜市のみんなの森ぎふメディアコスモスは、子供から大人までみんなが楽しめる滞在型図書館として大変話題を呼びました。現在は、こういった建築物にさえこういった住民サービスが求められています。検討を先ほどしていただけるような、アンケートを取っていただけるようなお話をいただいて大変ありがたいんです

けど、何か時にはこの検討的なことは、ていのいい断り文句にも聞こえてしまいます。

そこで、第3の質問の3として町長にお伺いします。

子供というのはいつの時代も気まぐれで、やる気スイッチがいつオフになってしまうか分かりません。ですので、早急にこういったアンケートとか取っていただきたいのですが、大体具体的な期間というか、いつぐらいにやるよというのが分かれば教えてください。よろしく願いいたします。

以上、3点について御回答お願いいたします。

議長 1点、2点目、教育長 青山桂子さん。

教育長 傍嶋議員の第2質問についてお答えいたします。

まず最初のタブレットの進み具合ですが、私が把握している状況におきましては、学校では先ほどお話ししたような状況で活用が進んでおります。ですので、県での活用事例も踏まえながら各校で研修を進めて利用していますので、近隣の市町と同レベルに活用できていると思っております。

2つ目の地域移行のことについてでございます。

部活動の設立総会を行い、今部活動が地域クラブ活動へと順次進んでいる状況により、今まで教員に払われておりました部活動の手当がどのようにこの後、県のクラブのお金のほうに回ってくるかがまだ不透明な状況でございます。それに際しまして、まずは設立しながら進めていくという考え方で、保護者の方に月500円の負担をしていただくことに試算をしながら決定いたしました。

近隣の市町に先に先行している自治体におきましては、月1,000円程度集めて運営をしているというような状況も聞いておりますので、その辺りも踏まえながら収支を見据えて、この額として決めさせていただきました。

以上、傍嶋議員の御質問にお答えいたします。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、私に議員からいただいた再質問についてお答えさせていただきます。

傍嶋議員のおっしゃられる時代の変化に伴う施設の見直しというのは大変重要なことと思っております。ハートピア安八も20年前に建てられた建物でございまして、そういった見直しというものも必要かというふうにも考え

ておるところでございます。

年に何回か開催されますハートピア運営協議会というものもございますので、そういったところで少しずつ協議を取り上げていきたいと思っております。

また、自主学習スペースにつきましては、やはり夏休み、そういったところで集中して勉強していただくときが必要だというふうに考えておりますので、今年の夏、開くか開かないか、そういったところにとって時間をかけずスピードを持って取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 ありがとうございます。

いろいろ申し上げましたが、ICT教育や部活動の地域移行が大変課題の多いものであることは十分理解しております。だからこそ我々大人がもっと真剣に考えて、ちゃんと話し合い、子供たちの貴重な学生生活が無駄にならないように守っていかなければならないものだと考えております。

小さな自治体だからこそできる強みというのもあると思います。各学校がスクラムを組んで、ほかの自治体より少しでもよい環境づくりをお願いいたします。

図書館の利用においても、先ほど図書館じゃなくてもいいというようなお話ありましたが、もし、使って騒がしい子がいたのであれば大人が注意すればいいんじゃないかなと私は思います。子供というのは、いつもよく間違えるものです。それを温かく見守って方向性をただして、困った子がいればいつでも手を差し伸べる、そんな場所であってほしいと私は願っております。

最後に、最初に申し上げたとおり、時代の変化への自治体の対応能力が住民サービスや子供たちの能力にまで影響を与える時代です。私も議員として勉強していきますので、執行部の皆様も時代の変化にしっかりと対応していただきますことをお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。以上、ありがとうございます。

議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分からにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時25分 再開)

議長 再開いたします。

5番 坂悟君。

- 5番 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、私からは安八工業団地周りのインフラ整備計画はということで、2点ほど質問させていただきます。

皆様も御存じのとおり、名神高速道路直結の工業団地として、今まさに本格的に埋立整備が始まっています。27ヘクタールを1ヘクタール以上で分譲予定ということで、パンフレットも作成され積極的に企業の誘致活動がされていると思います。実際問題、私もパンフレットを頂きまして内容をいろいろ拝見させていただいております。非常にいい形でできて、この計画が成功に終わることを祈っております。

そこで、にしみのライナー、名古屋への直行高速バス、この運行の実証実験の結果、令和6年度の運行継続が決まりました。しかしながら、町長からも全員協議会等で説明がありましたが、赤字が5,000万ほどということで、継続には該当する関係自治体の補助、いろいろ御努力をいただいて赤字の半分ほどを補助して、そのほかバスの運行・運賃の見直しがなされました。

運賃が上がるということで、この4月からですけど、安八町独自の運賃補助の予算化案などを御努力いただいていることには、まず最初に感謝申し上げます。お礼申し上げます。

にしみのライナーのバス停、停留所周りの整備計画の質問に対しては、令和3年3月に私からの一般質問への回答で、土地利用計画の中で検討との回答がありましたので、今回、長良川への取次道路の完成見込みと併せて質問いたします。

質問1、令和4年度からの安八バス停乗客実績を教えてください。

にしみのライナーバス停留所の周りの整備計画、通称私が勝手にターミナル化と言っていますが、このプランがありましたら教えてください。一例ではありますけど、海津市が新たに計画されているにしみのライナーへの直結するデマンド型バス、安八町も同じような形で直結するようなバスを運行してもらえると乗客が増えると思いますが、いかがなものでしょうか。4枚1

組の回数券ですね、安八、大垣、大野と、これを使用目的限定のふるさと寄附金に登録することができれば、周辺自治体のバス利用者にPRができて利用者の増加につながると思います。

また、寄附金は使用目的ですから、にしみのライナー運行に対しての補助金の財源になると思いますが、いかがなものでしょうか。

質問の2、工業団地から長良川、通称清流サルスベリ街道、県道23号線への取次道路ですね、この計画はいろいろ伺っているんですけど、実際問題の完成予定はいつでしょうか。工場誘致に非常にアピールになり、当然ながら工業団地の造成、工場の建設地、いろいろ町内は今、埋立ても含めて非常に大きな車が通っているんですけど、その回避につながり非常に安全な状況がキープできると思います。そういうことで、この道路については早期完成を希望します。以上です。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、坂悟議員の御質問、安八工業団地周りのインフラ整備計画はの1つ目の質問についてお答えをさせていただきます。

にしみのライナー安八スマートインターチェンジバス停の乗客実数でございますが、令和4年度の乗降人員は2万4,808人で、月平均は2,067人となり、全ての乗降人数の約51%を占めています。また、令和5年度の乗降人員は、2月末までの11か月間で3万3,631人、月平均は3,057人となり、全ての乗降数の約55%を占め、現時点では1か月平均で1,000人増加している状況でございます。

にしみのライナーのバス停留所につきましては、現在スマートインターチェンジ東側に臨時駐車場として約40台分の駐車スペースを設けている状況でございます。

今後の計画といたしましては、工業団地整備とともに利用しやすい場所にバスターミナル機能だけではなく、ガソリンスタンドやEV充電ステーション、コンビニ、宿泊施設を併設するエリアとしてにぎわいのある空間をつくりていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、令和6年度には新たな公共交通を検討することとしており、にしみのライナー利用増進にもつながるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、にしみのライナーの回数券をふるさと納税の返礼品にしてはという議員からの御提案でございますが、返礼品等については国が定める地場産品基準に基づき返礼品に登録を行っておりまして、町内で提供されるサービスではないため現行制度での登録は難しいというふうに考えております。

しかし、観光周遊券のような観光を目的とし、地場産品を使った食事を提供するなど、近隣市町と連携し、地域との関連性を強く押し出せるものを共通の返礼品として認められている事例もございますので、近隣市町やバス会社、そして旅行会社とも連携を取りながら、今後観光周遊券などをふるさと納税の返礼品にできないか検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、にしみのライナーは安八町のまちづくりを進める上で大変大きな武器の一つと考えておりますので、今後も引き続きさらなる利用者支援を行い利用増進に努めてまいります。

以上、坂悟議員の1つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 引き続きまして、建設課長 河合一君。

建設課長 坂議員の2つ目の御質問、長良川への取次道路の完成予定について、お答えをいたします。

長良川への取次道路、県道間アクセス道路と県道23号北方多度線への接続部については、平成30年度から令和3年度までに盛土や水路の付け替え工事等が完了し、道路としての形態ができております。しかしながら、現在は河川管理者である国の指示により、長良川右岸本堤及び道路として盛土した箇所地盤沈下等の影響がないかモニタリング調査を実施しているところでございます。

この調査は盛土完了後3年間の調査が義務づけられており、来年の令和7年3月末まで経過を観察する必要がございます。つきましては、この調査結果を踏まえ、沈下量が許容範囲内で長良川本堤への影響がないことを確認した後、次の工事に取りかかることができます。

したがって、早くとも令和7年度からアスファルト舗装やガードレールの設置など、仕上げの工事に着手することが可能となり、令和7年度末、すなわち2年後の令和8年3月末に完成、供用開始できると見込んでおります。

一方、調査の対象範囲外である県道219号安八平田線との信号交差点より

東の路線については、来年度より一部区間舗装工事に着手してまいります。

いずれにしても本道路整備は町内の交通を分散させるとともに、利便性をさらに向上させ、まちの発展につなげる重要な事業でございます。引き続き、国・県への補助要望を重ね早期完成を目指します。

以上、坂議員の2点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 坂悟君。

5番 岡田町長、河合課長、前向きな答弁ありがとうございます。

工業団地の造成が始まり多くの魅力ある企業にやはり進出していただくためには、この今、計画のパンフ、次回は造成してこういう形で工業団地を運営していきますよというところに、新しい先ほど町長が言われたすばらしい宿泊施設ですか、その辺りが、ターミナル、川の写真が載れば、構想図でもいいんですけど載れば、非常に企業誘致に対してPRができると思います。

今いろんなところで、東海縦貫道も含めて工業団地が造成されております。やはり安八町はちょっと違うよという、そういういい意味でのPRをしていただくと、非常にすばらしい会社が来てくれるんじゃないかなと思っております。

名古屋からバスで30分の定期便が走っている工業団地は愛知県内でもほとんどないと思いますので、そこは自信を持ってこの開発をぜひとも進めたいと思います。

私からの一般質問はこれで終わります。答弁は要りません。以上です。

議長 引き続きまして、7番 石原英一君。

7番 議長から発言のお許しが出ましたので、私からは民生委員に関することです。

御存じのように厚生労働大臣から委嘱されて、それで防災面で見たら災害対策基本法の中でも重要な位置づけのある民生委員なんですけれども、全国的に成り手不足の状況が続いています。当町においてもほかの役職と兼務など、今後なり手不足というのが多分予測されていて、それが問題が1個なんですけど、もう一つ、個人情報やプライバシーに対する意識の高まりというのが、住民の方というのがちゃんとした、ちゃんとしたという言い方がいいのか悪いのかはあれですが、正しい個人情報の扱い方というものに対して敏感

にだけなっていて、敏感な反応だけされることがあるので、そういった高まりから活動しにくい状況というのも実際あります。民生委員が訪ねに行ったら知らないおじさんと間違えられちゃうみたいな、不審者という声さえあります。

そういった問題からこういうことも出てくるんだろうなと思ったら、例えば生活保護や児童扶養手当、就学援助制度に求められる民生委員の署名ですね、これは生活保護とか児童扶養手当の申請というのは県の事業に該当するんですが、就学援助制度のように自治体に委ねられる事業に関しては様々な意見が出ています。近年、県内の自治体では就学援助制度の民生委員の署名をなくす傾向にあり、昨年大垣市がこの署名をなくしました。当町では今申請に民生委員の署名が必要です。

この状況だと問題になってくるのが東安中学校で、墨俣小学校に入学時は民生委員の署名なしで申請できる。けれど、東安中入学の際には管理者が安八町のため民生委員の署名が必要になります。当然、民生委員からも保護者からも、どうして大垣はないのに安八町だけという意見が出てきます。特に申請者側からすれば、民生委員に守秘義務があるとはいえ、顔なじみのある地域の方にプライバシーを知られることへの抵抗感があって、申請をためらうケースもあります。

現在、この支援制度を利用されている方は大体1割ほどの世帯です。これは、もし署名がなくなったら申請が増える可能性は高いですよ。じゃあ、署名をなくせばいいかというと、僕はそこはどうなんだろうというのを思っているところもあります。なぜかという、それは署名があるからこそ民生委員が地域の現状を把握できて、小さなまちだからこそその公助の手助けになる場合もあるんですよ。

じゃあ、これを署名なしにして、じゃあ町に申請だけしたら、誰がじゃあその地域の把握をできるのといったら、町が全部負担を負わなきゃいけない状況も出てくるので、それは大きい市だったらそれもやれないことはないかもしれないですけど、うちぐらいのまちだったらそれは難しいんじゃないかというところもあるので、いろいろ一長一短、これは意見がいろいろ出てきます。

これは、やっぱりプライバシーと地域福祉の両立が求められる時代だから

こそ、改めて当町が求める民生委員の役割を明確にする必要があると思うんですが、見解を求めます。お願いします。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 石原英一議員の質問、町が民生委員に求める役割はについてお答えをいたします。

民生委員は担当の地区において、高齢者や障害のある方の安否確認や見守り、子供たちへの声かけなどを行っております。また、医療や介護の悩み、妊婦・子育ての不安、また生活困窮など、生活上の様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、行政をはじめとする関係機関へのつなぎ役としての役割を果たしております。近年は、ひきこもりや希薄化する近所付き合いにより社会的に孤立する問題が顕在化しており、地域での見守り活動の強化が取り組まれております。

また、自然災害も相次ぐ中、高齢者や障害者、乳幼児を抱える世帯など、いわゆる災害時要援護者への支援体制づくりも地域の重要な課題となっております。

さらに、国においてはこども家庭庁が創設され、改めて子ども・子育て支援において、民生委員にも身近な守り役としての期待が寄せられているところでもございます。

議員の質問、就学援助申請書に民生委員が署名することについては、安八町福祉課としては、民生委員が支援を必要とする住民に寄り添った、いわゆる顔の見える関係づくりが大事であると考えております。したがって、就学援助申請書には、引き続き民生委員の署名をお願いしたいと考えております。

少しでも孤立や孤独、またはひきこもり、そういうのを発生させず、皆様が元気で心豊かに安八町で過ごしていただくよう努めてまいります。ただし、東安中学校の墨俣地区におきましては、小学校と中学校で取扱いが現在異なっておりますので、今後申請者に不便が生じないよう調整を図ってまいりたいと思います。

以上、石原議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原英一君。

7番 答弁ありがとうございました。

顔の見える関係性づくりということで、僕はそれでいいと思います。あと、東安中学校に関しては調整していただけるということで、ありがとうございます。

恐らくこれ、民生委員は大体100年前にできたこの制度というのが、じゃあ今この状況で社会環境の中でというのは、やっぱりどうしてもいろんな部分で難しいことが出てきています。地域関係が希薄になっていますし、あと、やっぱりそれぞれの御家庭が抱える問題点というのも複雑化していますし多様化しているので、やっぱり様々な調整が必要になってくると思いますが、今後ともよろしくお願いします。

一つだけ、ちょっと要請だけ、一つだけあるのが民生委員の役割について、もう少し何か町民とかに分かるような何か取組ができないかなというのをお願いしたいです。厚生労働省のアンケートによると、やっぱり民生委員って名前は知っているんですけど、役割は何をやっているのって知らないのが9割、国民アンケートで約9割を超えるんですよね。恐らくそれって多分そうだと思います。多分、民生委員って名前は知っているんだけど、民生委員は何をやっているのという分からない状況があるので、じゃあそれをどうしていくのかという、広報を使うのか、それとも学校の子供の頃から出前授業でやっていただくのか。神戸市は、神戸市の場合は大きい市なのでできたのかもしれないですが、インターンシップ制で学生に民生委員を体験してもらおうとか、次世代につながるような民生委員の育て方というか、そういう部分でも少し僕も考えていきたいと思ったり、ちょっと考えていただけたらと思います。

再質問はありません。僕の一般質問は終わります。ありがとうございます。

議長 引き続きまして、1番 栗原宏行君。

1番 議長の許可をいただきましたので、発言させていただきます。よろしくお願いします。

まず、さきに元町議の渡邊明博様が亡くなりました。御冥福をお祈り申し上げます。

御存じのように、渡邊議員さんは農業のリーダーとして地域を引っ張っていただいております。我々農業者も大変いろんな意味でお世話になってお

りました。いろんな意味で熱い語らいもさせていただいた中で、私も一つ課題として取り上げさせていただいて質問とさせていただきます。

農業従事者の高齢化による人材不足の対応はということで御質問させていただきます。

安八町第6次総合計画でも指摘されておりますように、少子高齢化が今後課題になると思われませんが、そこで質問ですが、現在の農業従事者数と年齢構成はわかりますか。また、今後5年、10年後の農業従事者数と年齢構成は予想できますか。

農地集積、基盤整備またはスマート農業等の取組も重要政策だと思いますが、後継者不足、後継者確保が一番重要だと思います。今年度の取組の中にありますふるさと就職奨励金制度ですけど、新規就農者等も事業の対象になるのでしょうか。

また、ワンコイン浸水センサ設置事業も地域の安心・安全に不可欠だと思います。御存じのように、地域の用排水管理の多くが農業者に依存しております。内水氾濫等を未然に防ぐためにも市街地周辺を優先しまして、水門の電動化による自動開閉やリモートによるリモート化が必要かと思われま

す。昨年来ずっと続いておりますけど、温暖化の影響によります線状降水帯の発生は常態化しております。これらのことを考えまして、ぜひ御見解のほうをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 企画調整課長兼産業振興課長 大平共美君。

企画調整課長兼産業振興課長 栞原宏行議員の御質問、農業従事者の高齢化による人材不足の対応はについてお答えをさせていただきます。

2020年に行われました農林業センサス統計調査によりますと、当町には耕地面積30アール以上の農業経営体と言われる方は342件、農業従事者は839人でございます。年齢構成を見ますと、60歳以上の方が約65%となっております。

議員御指摘のとおり、今後少子高齢化がさらに進むと農業分野においても若年層の従事者の減少、農業機械の更新に係る経済的負担や現役雇用期間の延長などを背景に農業従事者は減少し、年齢構成も上昇することが予測されます。新たな担い手の発掘を含めて、農業の受け手となる経営体の育成を推進しながら農業インフラの整備を検討してまいります。

次に、来年度から取り組む事業、ふるさと就職奨励金についてでございますが、安八町ふるさと就職奨励金交付要綱では、交付を受けることができる者を交付対象者として、対象事業所に正規雇用された者、後継者として従事する者、起業する者と規定をさせていただいております。

また、対象事業所とは、安八町内に主たる事業所もしくは勤務地を有する雇用保険適用事業所、または町長が認めるものと定義づけております。よって、新規就農者が要綱に定めた対象事業所であるか否かが交付の対象になると判断する要点となります。

確実な交付の決定は、申請時の審査により判断をされるものではありませんが、本奨励金の運用に当たっては、その趣旨に基づき、より多くの方に活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、この新規就農者の関係につきましては、国から経営発展支援や開始資金、準備資金など手厚い補助メニューもございますので、こちらの活用もしていただきながら今後進めていただければと考えております。

最後に、水門の電動化についてでございますが、議員御提案の水門の電動化は、操作員の安全性の向上や作業負担の軽減に大きな効果がありますが、生産コストが高く電気代も必要となります。さらに、自動開閉機能やリモート操作を可能とした装置の導入には高額な費用が必要となりますので、今後、水門設備更新時には防災面または費用面を考慮し、国や県の補助金を活用させていただきながら導入を検討させていただきます。

以上、栗原宏行議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 栗原宏行君。

1番 御答弁ありがとうございました。

御指摘があったとおり少子高齢化による趨勢は進むと思います。地域におきましてマンパワーの不足は緊急の課題とされますので、ぜひ地域住民の住環境の維持または安心・安全のための地域の防人として人材は不可欠でありますので、今後も取組をお願いして私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博君。

4 番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和6年3月4日月曜日、午後2時48分から。

出席者、委員9名、議会事務局長。欠席者、栗原宏行副委員長。

事件及び審査の結果、令和6年度議会報告会の役割分担について協議を行いました。また、4月の全員協議会開催日に当委員会を開催することを決定いたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他は特別にありません。

以上、報告を終わります。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第6号から日程第20、議第21号までは、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 石原英一君。

7 番 それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和6年3月6日、午前10時から。

出席者、委員9名、関係執行部全員出席。欠席者、栗原宏行委員。

付託事件及び審査の結果、議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第10号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）は、当委員会の関係分を審査しました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしま

した。

議第11号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第12号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第13号 令和6年度安八郡安八町一般会計予算は、当委員会の関係分を審査しました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第14号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第15号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第16号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、議第17号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計予算は、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他として、委員会現地視察は、書かない窓口のデモ機の説明を受けました。また、中央こども園の新しく設置された遊具、名森小学校の樹木伐採箇所を視察しました。以上です。

議長 引き続きまして、総務産建常任委員長 渡邊裕光君。

6番 それでは、総務産建常任委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、議会規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和6年3月7日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員出席、関係執行部のうち渡邊税務課長補佐、山形税務課長補佐が欠席。

付託事件及び審査の結果、議第6号 安八町監査委員条例の一部を改正する条例制定について、議第7号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第9号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第10号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）、議第13号 令和6年度安八郡安八町一般会計予算のうち当委員会の関係分を審査いたしました結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第18号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第19号 令和6

年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算、議第20号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて、議第21号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はございませんでした。

その他といたしまして、委員会現地視察は、耐震診断を行う浄化センターを視察し、担当者から説明をいただきました。

以上、総務産建常任委員会の報告をいたしました。終わります。

議長 以上で常任委員会報告を終わります。

ここで暫時休憩を取らせていただきます。午後からの再開は1時30分からにさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。こちらの議場へお集まりください。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 再開いたします。

日程第5、議第6号 安八町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件に討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり決定いたしました。

議長 日程第6、議第7号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第9号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第10号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11
号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第11号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第12号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第13号 令和6年度安八郡安八町一般会計予算を議題としま
す。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第14号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第15号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第16号 令和6年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第17号 令和6年度安八郡安八町土地取得特別会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第18号 令和6年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第19号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第19、議第20号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて
を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第20、議第21号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり決定しました。

議 長 日程第21、議第24号 工事請負契約の変更について、日程第22、議第25号
工事請負契約の変更についての2議案を一括議題にしたいと思いますが、
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号と議第25号を一括議題とする
ことを決定し、これを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の15ページをお願いいたします。

議第24号につきまして御説明申し上げます。

議第24号 工事請負契約の変更について。

令和5年1月30日に議決された議第5号 工事請負契約の締結（防災行政

無線（同報系・移動系）デジタル化整備工事）について、次のとおり変更するものとする。

令和6年3月15日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「1億4,284万6,000円」を「1億5,818万円」に変更する。

今回の増額の変更理由といたしまして、主に2つあります。

1点目は、戸別受信機の追加が必要となったこととあります。これは、令和4年8月下旬に戸別受信機の更新に係る住民アンケート調査を実施し、その結果に基づき、必要台数を2,000台と準備いたしました。しかしながら、アンケート調査後に追加申込みが450台ありましたので変更するものであります。

次に、2点目といたしまして、防災行政無線のデジタル化に伴い、火災発生時のサイレンをデジタル回線によるデジタルサイレンへと移行したことにより、既存の消防用サイレン設備は町内に5か所ありますが、町屋、結小、南條、中、牧小に設置してあったモーターサイレン設備が不要となり、その撤去が追加となりましたので変更するものであります。

続きまして、1枚はねていただきまして、議案書の17ページをお願いいたします。

議第25号につきまして御説明申し上げます。

議第25号 工事請負契約の変更について。

令和5年1月30日に議決された議第6号 工事請負契約の締結（安八町庁舎耐震補強改修工事）について、次のとおり変更するものとする。

令和6年3月15日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「5億3,350万円」を「5億6,046万9,800円」に変更する。

増額の主な変更理由といたしまして、主に5つあります。

1点目は、令和6年度からの行政組織の見直し、課の統合などに伴い、北庁舎の2階の平面レイアウト、執務室、会議室が変更になったこととなります。

次に2点目は、外壁補修箇所が増加したこととあります。

3点目といたしまして、北庁舎1階更衣室の天井裏にアスベスト吹きつけ

があったことが発見され、クリーンルーム仕様でもって撤去したためであります。

4点目といたしましては、キュービクルの仕様の変更に伴い、電源鉄骨架台の鉄骨部材が増加したことであります。

最後に5点目といたしましては、北庁舎3階の空調設備が故障していることが判明したため、その機器を取り替えたことであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 まず、議第24号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

続きまして、議第25号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第23、議第26号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀康信君。

税務課長 議第26号について御説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

議第26号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月15日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第34号）が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則4条の5の次に次の1条を加える。

以下は追加本文でございます。

追加条例の内容は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除を令和6年分の町民税の所得割の損失控除として行うことができるという特例を示すものでございます。

第4条の6の第1項でその旨を示し、第2項では、親族の資産についても第1項の後段と同様の旨を示し、第3項では、第1項の規定は住民税の申告及び確定申告にて第1項の規定の適用を受ける旨の記載してある場合に適用することができることを示します。

1枚はねていただきまして、附則第5条につきましては、条項ずれによる改正でございます。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第24、議第27号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書は23ページをお願いいたします。

議第27号につきまして説明申し上げます。

議第27号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月15日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、別冊議案資料の5ページを御覧いただきたいと思います。

条例の新旧対照表、左側が改正前、右側が改正後でございます。

この条例は、認定こども園や保育所などの特定教育・保育施設及び家庭的保育や事業所内保育の地域型保育事業における施設や事業の運営に関して、その基準を定めるものでございます。

町の条例が従うべきである上位法の基準省令が改正されたため、このたび本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

目次に、第4章として雑則第53条を加えるものでございます。

次に、第15条第1項第2号につきましては、引用する法律の条文中、第3条第11項の項が1つ繰り上がることを受けまして、第10項へ改めるものでございます。

続きまして、第23条につきましては、見出しを掲示等に改め、こども園の運営事項を書面にて施設に掲示することに加え、電気通信回線、いわゆるインターネットでも見ることができるよう条文を改正するもので、1枚はねた6ページの上段にかけて加えるものでございます。

続きまして、第36条第3項につきましては、特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合の読替規定を新たに加えるものでございます。

続きまして最下段、新たに第4章、雑則として第53条を追加するものでございます。

第1項は、文書の記録、作成、保存について、書面に加えて電磁的記録、パソコンのハードディスクやDVDなど、そのようなものでも可能とする規定を追加するものでございます。

ページは7ページをお願いいたします。

第2項は、書面での交付や提出に代えまして、パソコン等で作成したデータでも可能とする規定を新たに加えるものでございます。

1枚はねまして、8ページをお願いいたします。

8ページの中段、第3項は、作成したデータが印刷できるものであることを新たに規定するものでございます。

続いて、第4項は、施設が書面の交付や提供を行う場合、あらかじめ保護者に対してその種類や内容、方法を示して承諾を得るという規定を新たに加えるものでございます。

続きまして、第5項は、保護者からデータでの提供を受けないという申出

があった場合は、この方法を取ってはならないということを新たに規定する
ものでございます。

続きまして、第6項でございます。

こちらは準用規定と読替規定を定めておるものでございます。

議案書の27ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するもので、第23条の改正規定につきまして
は、令和6年4月1月から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第1回安八町議会定例会を閉会とします。

(閉会時間 午後1時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月15日

議 長 大 平 文 雄

議 員 山 中 美 恵 子

議 員 栞 原 宏 行